

## 第15期

定時株主総会／普通株式にかかる  
種類株主総会招集のご通知

2015年4月1日 ▶ 2016年3月31日

開催  
日時

2016年6月24日（金曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催  
場所

大阪市中央区備後町二丁目2番1号

りそなグループ大阪本社ビル 地下2階講堂

（巻末の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| ■ 招集のご通知               | 1  |
| ■ 議決権行使方法のご案内          | 2  |
| ■ 株主総会参考書類             | 5  |
| ＜定時株主総会＞               |    |
| 第1号議案 優先株式に係る定款一部変更の件  | 5  |
| 第2号議案 事業目的に係る定款一部変更の件  | 25 |
| 第3号議案 取締役10名選任の件       | 26 |
| ＜普通株式にかかる種類株主総会＞       |    |
| 議 案 優先株式に係る定款一部変更の件    | 39 |
| [第15期定時株主総会招集のご通知添付書類] |    |
| ■ 事業報告                 | 41 |
| ■ 連結計算書類               | 71 |
| ■ 計算書類                 | 74 |
| ■ 監査報告書                | 77 |

## 株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネットにより議決権  
を行ってくださいようお願い申しあげ  
ます。

## 議決権行使期限



## ▶ 郵 送

2016年6月23日（木曜日）  
午後5時30分必着



## ▶ インターネット

2016年6月23日（木曜日）  
午後5時30分まで



株式会社 りそなホールディングス

株主の皆さまへ

東京都江東区木場一丁目5番65号  
株式会社 **りそなホールディングス**  
取締役兼代表執行役社長 **東 和浩**

## 第15期定時株主総会および 普通株式にかかる種類株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。  
このたびの熊本地震により被災された皆さまには、心からお見舞い申しあげます。  
さて、当社第15期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申しあげます。  
今回の株主総会には、「優先株式に係る定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、この議案につきまして、会社法第322条に基づくご決議をいただくため、普通株式にかかる種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。  
なお、当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2016年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。**

敬 具

▶ 議決権行使の方法につきましては、2頁の「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

### 記

**1. 日 時** 2016年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**2. 場 所** 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

**りそなグループ大阪本社ビル 地下2階講堂**

（巻末の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。なお、本会場が満席となった場合は、第二会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいようお願い申しあげます。）

### 3. 目的事項

#### <定時株主総会>

**報告事項** 第15期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

**決議事項** **第1号議案** 優先株式に係る定款一部変更の件  
**第2号議案** 事業目的に係る定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役10名選任の件

#### <普通株式にかかる種類株主総会>

**決議事項** **議 案** 優先株式に係る定款一部変更の件

以 上

- 本年より、株主総会にご出席の株主さまへのおみやげは用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申しあげます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表および連結計算書類の連結注記表につきましては、法令および当社定款第23条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査委員会または会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類には、**当社ウェブサイト**に掲載している個別注記表および連結注記表を含みます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類ならびに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト** <http://www.resona-gr.co.jp/>

**りそなホールディングス** **検索**

# 議決権行使方法のご案内

株主総会へ当日ご出席いただけますか？

はい

ご出席いただける場合

株主総会



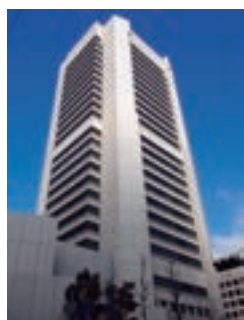
開催日時

2016年6月24日（金曜日）

午前10時 開会

（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。



開催場所

りそなグループ  
大阪本社ビル  
地下2階講堂

▶ 会場の詳細は、  
裏表紙をご覧ください。

※ 株主さま以外の方はご出席いただけませんので、ご注意ください。

※ 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、ご出席いただくことができます。

いいえ

ご出席いただけない場合

郵送またはインターネットで事前に議決権をご行使いただけます。

郵送



行使期限

2016年6月23日（木曜日）

午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下図のように切り取ってご投函ください。

こちらを切り取ってご投函ください

※ 議案について賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネット



行使期限

2016年6月23日（木曜日）

午後5時30分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト  
<http://www.web54.net>にて各議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 詳細は次頁をご覧ください。

決議結果につきましては、後日、当社ウェブサイト「株主・投資家の皆さまへ」欄に掲載させていただきます。

本株主総会の模様についても、後日、同ウェブサイトにおいて配信を予定しております。

▶ 当社ウェブサイト「株主・投資家の皆さまへ」 <http://www.resona-gr.co.jp/holdings/investors/>

## インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から、当社の指定する **議決権行使ウェブサイト** にアクセスし、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使  
<http://www.web54.net>

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。



議決権行使期限 **2016年6月23日(木曜日) 午後5時30分まで**



### パスワードのお取扱いについて

- ▶ 新しいパスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一新しいパスワードを忘れたり、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。(新しいパスワードに関するご照会にはお答えできません。)
- ▶ 誤ったパスワードを一定回数以上入力すると、操作がロックされ、当初発行したパスワードで議決権の行使およびすでに行使された内容の変更をすることができなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ▶ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

### ! ご注意事項

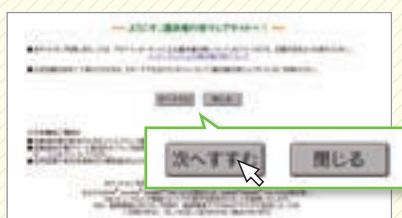
- 同一の株主さまが書面および電磁的方法の双方により議決権を行使された場合は、電磁的方法による行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 同一の株主さまが複数回電磁的方法により議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。



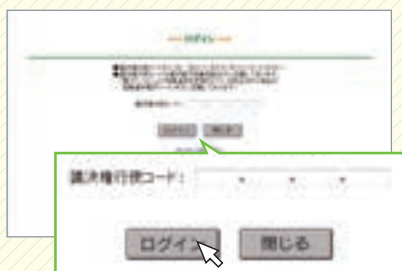
## アクセス手順について

以下はパソコンの画面を表示しております。

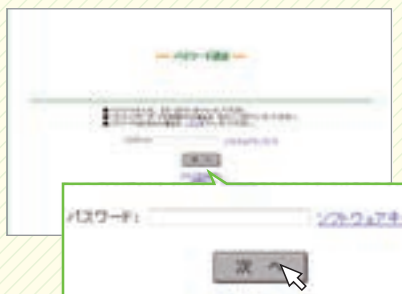
### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



### 2 ログインする



### 3 パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って  
賛否をご入力ください。

## システムに係る条件について



### パソコン・スマートフォン による場合

- ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可してください。
- 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、設定内容をご確認ください。



### 携帯電話による場合

- 以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

i モード

EZweb

Yahoo!ケータイ

※ iモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031**

受付時間 午前9時～午後9時

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



＜定時株主総会＞

議案および参考事項

第 1 号議案 優先株式に係る定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 丙種優先株式、己種優先株式および第 4 種優先株式の全部を消却したことに伴い、発行可能株式総数を減少するとともに、当該優先株式の発行可能種類株式総数に関する規定を削除するものであります。
- (2) 丙種優先株式、己種優先株式および第 4 種優先株式の全部を消却したことに伴い、当該優先株式に関する規定を削除するものであります。
- (3) 従来より、自己資本比率規制における国際統一基準に対応した優先株式を発行することが可能でしたが、国内基準にも対応するため、第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式の内容を変更し、国内基準と国際統一基準のいずれにも対応した優先株式の発行を可能とするものであります。なお、現時点では具体的な優先株式の発行予定はありません。
- (4) その他、上記の変更を行うことに伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案          |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|----------------|--------|-------------|--------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------|------|--|------|--|------|--|-----------|------------|-----------|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第 5 条 当会社が発行することのできる株式の総数は、6,049,520,000株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table><tr><td>普通株式</td><td>6,000,000,000株</td></tr><tr><td>丙種優先株式</td><td>12,000,000株</td></tr><tr><td>己種優先株式</td><td>8,000,000株</td></tr><tr><td>第 4 種優先株式</td><td>2,520,000株</td></tr><tr><td>第 5 種優先株式</td><td>4,000,000株</td></tr><tr><td>第 6 種優先株式</td><td>3,000,000株</td></tr><tr><td>第一回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第二回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第三回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第四回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第一回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第二回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第三回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第四回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr></table> | 普通株式           | 6,000,000,000株 | 丙種優先株式 | 12,000,000株 | 己種優先株式 | 8,000,000株 | 第 4 種優先株式 | 2,520,000株 | 第 5 種優先株式 | 4,000,000株 | 第 6 種優先株式 | 3,000,000株 | 第一回第 7 種優先株式 | 10,000,000株 | 第二回第 7 種優先株式 | 10,000,000株 | 第三回第 7 種優先株式 | 10,000,000株 | 第四回第 7 種優先株式 | 10,000,000株 | 第一回第 8 種優先株式 | 10,000,000株 | 第二回第 8 種優先株式 | 10,000,000株 | 第三回第 8 種優先株式 | 10,000,000株 | 第四回第 8 種優先株式 | 10,000,000株 | <p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第 5 条 当会社が発行することのできる株式の総数は、6,027,000,000株とし、当会社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000,000株を、それぞれ超えないものとする。</p> <table><tr><td>普通株式</td><td>6,000,000,000株</td></tr><tr><td colspan="2">&lt;削除&gt;</td></tr><tr><td colspan="2">&lt;削除&gt;</td></tr><tr><td colspan="2">&lt;削除&gt;</td></tr><tr><td>第 5 種優先株式</td><td>4,000,000株</td></tr><tr><td>第 6 種優先株式</td><td>3,000,000株</td></tr><tr><td>第一回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第二回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第三回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第四回第 7 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第一回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第二回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第三回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr><tr><td>第四回第 8 種優先株式</td><td>10,000,000株</td></tr></table> | 普通株式 | 6,000,000,000株 | <削除> |  | <削除> |  | <削除> |  | 第 5 種優先株式 | 4,000,000株 | 第 6 種優先株式 | 3,000,000株 | 第一回第 7 種優先株式 | 10,000,000株 | 第二回第 7 種優先株式 | 10,000,000株 | 第三回第 7 種優先株式 | 10,000,000株 | 第四回第 7 種優先株式 | 10,000,000株 | 第一回第 8 種優先株式 | 10,000,000株 | 第二回第 8 種優先株式 | 10,000,000株 | 第三回第 8 種優先株式 | 10,000,000株 | 第四回第 8 種優先株式 | 10,000,000株 |
| 普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 6,000,000,000株 |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 丙種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 12,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 己種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 8,000,000株     |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第 4 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 2,520,000株     |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第 5 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 4,000,000株     |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第 6 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 3,000,000株     |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第一回第 7 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第二回第 7 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第三回第 7 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第四回第 7 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第一回第 8 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第二回第 8 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第三回第 8 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第四回第 8 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 普通株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 6,000,000,000株 |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| <削除>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| <削除>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| <削除>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第 5 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 4,000,000株     |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第 6 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 3,000,000株     |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第一回第 7 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第二回第 7 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第三回第 7 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第四回第 7 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第一回第 8 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第二回第 8 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第三回第 8 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |
| 第四回第 8 種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 10,000,000株    |                |        |             |        |            |           |            |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |      |                |      |  |      |  |      |  |           |            |           |            |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |              |             |

## 現 行 定 款

## 変 更 案

## 第3章 優先株式

## 第3章 優先株式

(優先配当金)

第11条 当社は、第54条に定める剰余金の配当（第54条第1項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先株式 1株につき、以下の算式で定める  
(イ) と (ロ) との合計額とする。

(イ) 基本優先配当金

1株につき、以下の算式で定める額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）

$$68円 \times \left[ 1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]$$

特別優先配当金累積額：

当該優先配当の基準日までに支払われた丙種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金（以下丙種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する）の合計額  
公的資金残額：

600億円

(ロ) 特別優先配当金

1株につき120億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における丙種優先株式の発行済株式総数で除した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）

(優先配当金)

第11条 当社は、第51条に定める剰余金の配当（第51条第1項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

<削除>

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>己種優先株式 1株につき、以下の算式で定める<br/> <u>(イ) と (ロ) との合計額とする。</u><br/> <u>(イ) 基本優先配当金</u><br/> 1株につき、以下の算式で定める額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)<br/> <math display="block">185円 \times \left[ 1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right]</math> <u>特別優先配当金累積額：</u><br/> <u>当該優先配当の基準日までに支払われた己種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金(以下己種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する)の合計額</u><br/> <u>公的資金残額：</u><br/> <u>1,000億円</u><br/> <u>(ロ) 特別優先配当金</u><br/> 1株につき200億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における己種優先株式の発行済株式総数で除した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)</p> | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                         |
| <p>第4種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.970%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>&lt;削除&gt;</p>                                                                         |
| <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金相当額(25,000円)に、年3.675%の配当率を乗じて算出した額(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。</p> |
| <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金額(25,000円)に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額25,000円に対し1,237円50銭)とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金額(25,000円)に、年4.95%の配当率を乗じて算出した額(払込金額25,000円に対し1,237円50銭)とする。</p>    |



## 現 行 定 款

## 変 更 案

## 第一回ないし第四回第7種優先株式

1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

## 第一回ないし第四回第8種優先株式

1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

②（条文省略）

③（条文省略）

（優先中間配当金）

第12条 当社は、第54条第1項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額（丙種優先株主および己種優先株主にあっては、第11条第1項に定める基本優先配当金の額）の2分の1を上限として、中間配当金（本定款において、優先中間配当金という）を支払う。

## 第一回ないし第四回第7種優先株式

1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

## 第一回ないし第四回第8種優先株式

1株につき、その払込金額（1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。

②（現行どおり）

③（現行どおり）

（優先中間配当金）

第12条 当社は、第51条第1項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、中間配当金（本定款において、優先中間配当金という）を支払う。

| 現 行 定 款                                                                                   | 変 更 案                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| (残余財産の分配)                                                                                 | (残余財産の分配)                                                                                 |
| 第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。             | 第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。             |
| 丙種優先株式 1株につき 5,000円                                                                       | <削除>                                                                                      |
| 己種優先株式 1株につき 12,500円                                                                      | <削除>                                                                                      |
| 第4種優先株式 1株につき 25,000円                                                                     | <削除>                                                                                      |
| 第5種優先株式 1株につき 25,000円                                                                     | 第5種優先株式 1株につき 25,000円                                                                     |
| 第6種優先株式 1株につき 25,000円                                                                     | 第6種優先株式 1株につき 25,000円                                                                     |
| 第一回ないし第四回第7種優先株式                                                                          | 第一回ないし第四回第7種優先株式                                                                          |
| 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 | 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 |
| 第一回ないし第四回第8種優先株式                                                                          | 第一回ないし第四回第8種優先株式                                                                          |
| 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 | 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。 |
| ② (条文省略)                                                                                  | ② (現行どおり)                                                                                 |

## 現 行 定 款

## 変 更 案

(議決権)

第15条 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第53条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等)

第16条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式（第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式を除く）について株式の併合または分割は行わない。

- ② 当会社は、優先株主（第4種優先株式を有する株主（以下第4種優先株主という）、第5種優先株式を有する株主（以下第5種優先株主という）、第6種優先株式を有する株主（以下第6種優先株主という）、第一回ないし第四回第7種優先株式を有する株主（以下第一回ないし第四回第7種優先株主という）および第一回ないし第四回第8種優先株式を有する株主（以下第一回ないし第四回第8種優先株主という）を除く）に対しては、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(議決権)

第15条 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第50条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第50条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第50条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

&lt;削除&gt;

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| (優先株式の取得請求権)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <削除>  |
| 第17条 優先株主（第4種優先株主、第5種優先株主、第6種優先株主、第一回ないし第四回第7種優先株主および第一回ないし第四回第8種優先株主を除く）は、附則で定める取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有する優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当該優先株主に対し当会社の普通株式を交付することを請求することができる。                                                                                                                                                                                                                                                            |       |
| (優先株式の取得条項)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <削除>  |
| 第18条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式（ただし、1株未満の端数は切り捨てる）を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。 |       |
| 丙種優先株式 1株につき 1,667円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |
| 己種優先株式 1株につき 3,598円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |
| ② 優先株式については、前項の払込金相当額は、それぞれ次に定める金額とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |       |
| 丙種優先株式 1株につき 5,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |
| 己種優先株式 1株につき 12,500円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |       |
| ③ 第1項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |       |

## 現 行 定 款

## 変 更 案

(第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式の取得条項)

第19条 当社は、平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、第4種優先株式1株につき、金25,000円に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額の金銭を支払う。

② (条文省略)

③ (条文省略)

④ (条文省略)

⑤ (条文省略)

(優先株式の取得条項)

第16条 <削除>

(現行どおり)

② (現行どおり)

③ (現行どおり)

④ (現行どおり)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑥ 当社は、第一回ないし第四回第8種優先株式について、自己資本比率規制に基づき、当社の元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる場合として発行に先立って取締役会の決議をもって定める一定の事由が生じたときは、<u>当該決議で定める当該事由が生じた後の一定期間内の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める日、または当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日に、当該優先株式の全部を無償で取得する。</u></p> <p>⑦ 第1項ないし第5項に基づき、<u>第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式または第一回ないし第四回第8種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</u></p> <p>第20条 (条文省略)</p> | <p>⑤ 当社は、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式について、自己資本比率規制に基づき<u>当該優先株式の取得が必要となる場合として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める一定の事由</u> (当社の元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる場合として<u>定める事由</u> (以下実質破綻事由という)、もしくは<u>一定の期日の到来</u> (以下強制転換事由という) のいずれかまたは両方の事由とする) が生じたときは、当該優先株式の全部を取得するものとし、<u>実質破綻事由が生じた場合には、当該実質破綻事由が生じた後の一定期間</u> (当該決議によって定めるものとする) <u>内の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める日、もしくは当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日に、無償で取得し、強制転換事由が生じた場合には、当該強制転換事由が生じた日に、普通株式の交付と引換えに取得する。当該優先株式の取得と引換えに普通株式を交付する場合のその数の算定方法等、その他の取得の条件は、市場実勢、当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して、当該優先株式の発行に先立って相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>⑥ 第1項ないし第4項に基づき、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式または第一回ないし第四回第8種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> |



## 現 行 定 款

## 第4章 株主総会

第21条～第26条 (条文省略)  
(種類株主総会)

第27条 第21条第2項および第3項、第22条、第25条ならびに第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

② 第24条第1項の規定は、会社法第324条第1項の種類株主総会決議に、同条第2項の規定は、会社法第324条第2項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。

③ 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第4種優先株主、第5種優先株主、第6種優先株主、第一回ないし第四回第7種優先株主および第一回ないし第四回第8種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

## 第5章 取締役および取締役会

第28条～第32条の2 (条文省略)  
(取締役会の招集権者および議長)

第33条 (条文省略)

② (条文省略)

③ 第38条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

第34条～第37条 (条文省略)

## 第6章 指名・監査・報酬委員会

第38条～第41条 (条文省略)

## 第7章 執行役

第42条～第48条 (条文省略)

## 第8章 会計監査人

第49条～第51条 (条文省略)

## 第9章 計算

第52条～第55条 (条文省略)

## 変 更 案

## 第4章 株主総会

第18条～第23条 (現行どおり)  
(種類株主総会)

第24条 第18条第2項および第3項、第19条、第22条ならびに第23条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

② 第21条第1項の規定は、会社法第324条第1項の種類株主総会決議に、同条第2項の規定は、会社法第324条第2項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。

③ 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第5種優先株主、第6種優先株主、第一回ないし第四回第7種優先株主および第一回ないし第四回第8種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

## 第5章 取締役および取締役会

第25条～第29条の2 (現行どおり)  
(取締役会の招集権者および議長)

第30条 (現行どおり)

② (現行どおり)

③ 第35条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

第31条～第34条 (現行どおり)

## 第6章 指名・監査・報酬委員会

第35条～第38条 (現行どおり)

## 第7章 執行役

第39条～第45条 (現行どおり)

## 第8章 会計監査人

第46条～第48条 (現行どおり)

## 第9章 計算

第49条～第52条 (現行どおり)

## 現 行 定 款

## 変 更 案

## 【附 則】

## &lt;削除&gt;

(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容)

第1条 丙種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。

1. 取得を請求し得べき期間

平成30年3月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2. 取得請求権の内容

本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。

イ. 引換価額

引換価額は、1,501円とする。

ロ. 引換価額の修正

引換価額は、平成30年3月期にかかる定時株主総会の開催日まで毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。

## 現 行 定 款

## 変 更 案

## ハ. 引換価額の調整

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額(下限引換価額を含む) を次に定める算式(以下引換価額調整式という) により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額という) が1,333円を下回る場合には、1,333円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後引換価額} = \frac{\text{調整前引換価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合

調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合  
調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。

## 現 行 定 款

## 変 更 案

- ③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合  
調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- ④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合  
調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

## 現 行 定 款

## 変 更 案

- (2) 前記 (1) 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が合理的に適当と判断する引換価額に変更される。
- (3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ．に準じて調整する。
- (4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。
- (5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、
- ① 前記 (1) ①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）
  - ② 前記 (1) ②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円

## 現 行 定 款

## 変 更 案

- ③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額
- ④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- (6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が10円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- 二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
- 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額 (1株あたり5,000円) の総額}}{\text{引換価額}}$$



## 現 行 定 款

## 変 更 案

(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)

第2条 己種第一回優先株式（本条において以下本優先株式という）について、第17条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。

1. 取得を請求し得べき期間

平成30年3月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

2. 取得請求権の内容

本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。

イ. 引換価額

引換価額は、3,240円とする。

ロ. 引換価額の修正

引換価額は、平成30年3月期にかかる定時株主総会の開催日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が3,240円（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。

## 現 行 定 款

## 変 更 案

## ハ. 引換価額の調整

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額（以下調整後引換価額という）が1,000円を下回る場合には、1,000円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

$$\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合  
調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- ② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合  
調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。

## 現 行 定 款

## 変 更 案

- ③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合

調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

- ④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

## 現 行 定 款

## 変 更 案

(2) 前記 (1) 各号に掲げる場合のほか、  
合併、資本の減少または普通株式の併  
合等により引換価額（下限引換価額を  
含む）の調整を必要とする場合は、取  
締役会（または取締役会の委任を受け  
た者）が適当と判断する引換価額に変  
更される。

(3) 引換価額調整式に使用する時価は、  
調整後引換価額を適用する日（ただし、  
前記 (1) ③号の場合には当該株式また  
は新株予約権の発行日）に先立つ45取  
引日目に始まる30取引日の株式会社東  
京証券取引所における当会社の普通株  
式の普通取引の毎日の終値（気配表示  
を含む）の平均値（終値のない日数を  
除く）とする。ただし、平均値の計算は、  
円位未満小数第1位まで算出し、その  
小数第1位を四捨五入する。なお、上  
記45取引日の間に、当該引換価額の調  
整をもたらす事由が生じた場合におい  
ては、調整後引換価額は、本項ハ. に  
準じて調整する。

(4) 引換価額調整式に使用する調整前引  
換価額は、調整後引換価額を適用する  
前日において有効な引換価額とし、ま  
た、引換価額調整式に使用する既発行  
の普通株式数は、株主に対する割当て  
のための基準日がある場合はその日の、  
または株主に対する割当てのための基  
準日がない場合は、調整後引換価額を  
適用する日の1か月前の日における当  
会社の発行済普通株式数（自己株式で  
ある普通株式の数を除く）とする。

(5) 引換価額調整式に使用する1株当た  
りの払込金額とは、

① 前記 (1) ①号の時価を下回る払込  
金額をもって普通株式を発行または  
自己株式である普通株式を処分する  
場合には、当該払込金額（金銭以外の  
財産による払込の場合には適正な評  
価額）

② 前記 (1) ②号の株式分割または株  
式無償割当てにより普通株式を発行  
する場合には、0円

## 現 行 定 款

## 変 更 案

- ③ 前記（１）③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額
- ④ 前記（１）④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。
- 二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
- 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額（１株あたり12,500円）の総額}}{\text{引換価額}}$$

## 第2号議案 事業目的に係る定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

第190回国会に提出された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」においては、銀行持株会社が、認可を受けて、システム管理業務、資産運用業務等の共通・重複業務を行うことができること（同法律案による改正後の銀行法第52条の21の2）とされております。このような銀行法改正の動向等を踏まえ、今後の銀行持株会社の業務範囲等の見直しに適切に対応すべく、当社の事業目的に関する規定の一部を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</u></p> <p>2. <u>その他前号の業務に付帯する業務</u></p> | <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>当社の属する銀行持株会社グループの経営管理およびこれに付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>2. <u>前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務</u></p> |

## 第3号議案

## 取締役10名選任の件

現在の取締役10名は、本総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役10名の選任をお願い致したいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                                                     | 現在の当社における地位等  |
|-------|--------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | <b>再任</b> <small>ひがし</small> 東 <small>かずひろ</small> 和浩  | 取締役兼代表執行役社長   |
| 2     | <b>再任</b> <small>かん</small> 菅 <small>てつや</small> 哲哉    | 取締役兼代表執行役     |
| 3     | <b>再任</b> <small>ふるかわ</small> 古川 <small>ゆうじ</small> 裕二 | 取締役兼代表執行役     |
| 4     | <b>再任</b> <small>いその</small> 磯野 <small>かおる</small> 薫   | 取締役           |
| 5     | <b>再任</b> <small>おおその</small> 大園 <small>えみ</small> 恵美  | 社外取締役<br>独立役員 |
| 6     | <b>再任</b> <small>ありま</small> 有馬 <small>としお</small> 利男  | 社外取締役<br>独立役員 |
| 7     | <b>再任</b> <small>さぬき</small> 佐貫 <small>ようこ</small> 葉子  | 社外取締役<br>独立役員 |
| 8     | <b>再任</b> <small>うらの</small> 浦野 <small>みつど</small> 光人  | 社外取締役<br>独立役員 |
| 9     | <b>再任</b> <small>まつい</small> 松井 <small>ただみつ</small> 忠三 | 社外取締役<br>独立役員 |
| 10    | <b>再任</b> <small>さとう</small> 佐藤 <small>ひでひこ</small> 英彦 | 社外取締役<br>独立役員 |



候補者番号

1

ひがし

かずひろ

東 和浩

再任

- 生年月日：1957年4月25日生
- 所有する当社株式数：普通株式 40,800株
- 取締役在任年数：7年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：17回中17回



### 重要な兼職の状況

株式会社りそな銀行代表取締役社長兼執行役員

### 取締役候補者とした理由など

東和浩は、財務部門及び経営管理部門等の業務経験ならびに当社及びりそな銀行の社長としての経営経験を豊富に有しております。当社は、引き続き同氏が業務執行の最高責任者として、グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上へ貢献することを期待するとともに、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

### 特別の利害関係

東和浩と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 略歴、地位及び担当

|           |                                     |           |                           |
|-----------|-------------------------------------|-----------|---------------------------|
| 1982年 4 月 | 当グループ入社                             | 2011年 4 月 | 同取締役兼代表執行役副社長             |
| 2003年10月  | 当社執行役財務部長<br>兼りそな銀行執行役企画部<br>（財務）担当 | 2012年 4 月 | りそな銀行代表取締役副社長<br>兼執行役員    |
| 2005年 6 月 | りそな信託銀行社外取締役                        | 2013年 4 月 | 当社取締役兼代表執行役社長<br>（現任）     |
| 2007年 6 月 | りそな銀行常務執行役員<br>経営管理室担当              | 2013年 4 月 | りそな銀行代表取締役社長<br>兼執行役員（現任） |
| 2009年 6 月 | 当社取締役兼執行役副社長                        |           |                           |

候補者番号 **2**

かん てつ や  
**菅 哲哉**

**再任**

- 生年月日：1961年4月3日生
- 所有する当社株式数：普通株式 31,000株
- 取締役在任年数：3年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：17回中17回



## 重要な兼職の状況

株式会社りそな銀行取締役兼執行役員

## 取締役候補者とした理由など

菅哲哉は、営業部門及び経営管理部門等の業務経験ならびに当社及びりそな銀行の経営管理部門の長としての経営経験を豊富に有しております。当社は、引き続き同氏が経営管理部門等を統括し、グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上へ貢献することを期待するとともに、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

## 特別の利害関係

菅哲哉と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 略歴、地位及び担当

|           |                            |           |                                  |
|-----------|----------------------------|-----------|----------------------------------|
| 1984年 4 月 | 当グループ入社                    | 2013年 4 月 | 当社代表執行役グループ戦略部担当兼購買戦略部担当         |
| 2008年 4 月 | りそな銀行執行役員大阪地域担当（市外北ブロック担当） | 2013年 4 月 | りそな銀行取締役兼執行役員経営管理部担当（現任）         |
| 2009年 6 月 | 同執行役員大阪地域担当（市外南ブロック担当）     | 2013年 6 月 | 当社取締役兼代表執行役グループ戦略部担当兼購買戦略部担当（現任） |
| 2011年 6 月 | 同常務執行役員地域サポート部担当           |           |                                  |
| 2012年 4 月 | 同常務執行役員経営管理部担当             |           |                                  |

候補者番号

3

ふるかわ ゆうじ  
古川 裕二

再任

- 生年月日：1961年9月24日生
- 所有する当社株式数：普通株式 17,800株
- 取締役在任年数：2年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：17回中17回



### 重要な兼職の状況

株式会社りそな銀行取締役兼執行役員  
株式会社埼玉りそな銀行執行役員

### 取締役候補者とした理由など

古川裕二は、経営管理部門等の業務経験ならびにりそな銀行副社長、当社及びりそな銀行の人材サービス部門の長としての経営経験を豊富に有しております。当社は、引き続き同氏が人材サービス部門等を統括し、グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上へ貢献することを期待するとともに、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

### 特別の利害関係

古川裕二と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 略歴、地位及び担当

- |          |                                                |          |                                                                 |
|----------|------------------------------------------------|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 1984年 4月 | 当グループ入社                                        | 2014年 4月 | りそな銀行取締役兼執行役員<br>人材サービス部担当兼人材育成部担当                              |
| 2009年 3月 | りそな銀行執行役員経営管理<br>部長兼経営管理部（特命）担<br>当            | 2014年 4月 | 埼玉りそな銀行執行役員人材<br>サービス部副担当（現任）                                   |
| 2010年 6月 | 同執行役員経営管理部担当                                   | 2014年 6月 | 当社取締役兼代表執行役人材<br>サービス部担当                                        |
| 2012年 4月 | 同常務執行役員年金営業部担<br>当兼信託ビジネス部担当                   | 2016年 4月 | 同取締役兼代表執行役人材<br>サービス部担当兼コーポレー<br>トガバナンス事務局担当（現<br>任）            |
| 2013年 4月 | 同代表取締役副社長兼執行役<br>員東日本担当統括兼首都圏地<br>域担当兼信託部門担当統括 | 2016年 4月 | りそな銀行取締役兼執行役員<br>人材サービス部担当兼人材育成<br>部担当兼コーポレートガバ<br>ナンス事務局担当（現任） |
| 2014年 4月 | 当社代表執行役人材サービス<br>部担当                           |          |                                                                 |

候補者番号 4

い そ の か お る  
**磯野 薫**

再任



- 生年月日：1956年2月21日生
- 所有する当社株式数：普通株式 21,700株
- 取締役在任年数：7年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：17回中17回
- 監査委員会への出席状況：13回中13回

### 取締役候補者とした理由など

磯野薫は、リスク管理・ALM部門の豊富な業務経験及び財務・会計に関する適切な知見ならびに監査委員としての経営の監督にかかる豊富な経験を有しております。また、社内の各種会議等において、特に、グループの内部統制強化の観点からの積極的な意見、提言等を行っております。当社は、引き続き同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。

### 特別の利害関係

磯野薫と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 略歴、地位及び担当

|          |                                |         |                 |
|----------|--------------------------------|---------|-----------------|
| 1978年4月  | 株式会社日本長期信用銀行入行                 | 2004年6月 | 奈良銀行社外取締役       |
| 2000年10月 | 株式会社新生銀行市場リスク管理部長              | 2007年6月 | 近畿大阪銀行社外取締役     |
| 2004年4月  | 当社執行役リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当    | 2009年6月 | 当社取締役監査委員会委員長   |
| 2004年4月  | りそな銀行執行役リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当 | 2010年6月 | 同取締役監査委員会委員（現任） |

候補者番号 **5**

おおその えみ  
**大 蘭 恵 美**

**再任**

社 外  
取締役

独 立  
役員

- 生年月日：1965年8月8日生
- 所有する当社株式数：普通株式 8,400株
- 取締役在任年数：5年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：17回中13回
- 指名委員会への出席状況：6回中6回



### 重要な兼職の状況

一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授、株式会社ローソン社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由など

大蘭恵美氏については、経営学の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

### 特別の利害関係及び独立性に対する考え方

大蘭恵美氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

大蘭恵美氏の兼職先である国立大学法人一橋大学に対する寄付はございません。

### 略歴、地位及び担当

|          |                          |         |                        |
|----------|--------------------------|---------|------------------------|
| 1988年4月  | 株式会社住友銀行入行               | 2004年6月 | 日新火災海上保険株式会社社外取締役      |
| 1992年9月  | ジョージ・ワシントン大学経営大学院経営学修士取得 | 2006年6月 | りそな銀行社外取締役             |
| 1997年3月  | 一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得退学 | 2010年4月 | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任） |
| 1998年3月  | 同博士（商学）取得                | 2011年6月 | 当社社外取締役報酬委員会委員         |
| 2000年4月  | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専任講師     | 2012年5月 | 株式会社ローソン社外取締役（現任）      |
| 2002年10月 | 同助教授                     | 2012年6月 | 当社社外取締役指名委員会委員（現任）     |

候補者番号 **6**

あり ま と し お  
**有馬 利男**

**再任**



**社外取締役**

**独立役員**

- 生年月日：1942年5月31日生
- 所有する当社株式数：普通株式 10,400株
- 取締役在任年数：5年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：17回中17回
- 指名委員会への出席状況：6回中6回
- 報酬委員会への出席状況：7回中7回

### 重要な兼職の状況

一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事、  
キリンホールディングス株式会社社外取締役、富士重工業株式会社社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由など

有馬利男氏については、製造業及び販売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

### 特別の利害関係及び独立性に対する考え方

有馬利男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
有馬利男氏の兼職先である一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンに対する寄付はございません。

### 略歴、地位及び担当

|          |                          |          |                                                                  |
|----------|--------------------------|----------|------------------------------------------------------------------|
| 1967年 4月 | 富士ゼロックス株式会社入社            | 2011年 6月 | 当社社外取締役指名委員会委員                                                   |
| 2002年 6月 | 同代表取締役社長（執行役員）           | 2011年10月 | 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク（現一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン）代表理事（現任） |
| 2006年10月 | 富士フィルムホールディングス株式会社取締役    | 2012年 6月 | 当社社外取締役指名委員会委員長（現任）                                              |
| 2007年 6月 | 富士ゼロックス株式会社取締役相談役        | 2012年11月 | 同報酬委員会委員（現任）                                                     |
| 2007年 6月 | りそな銀行社外取締役               |          |                                                                  |
| 2008年 6月 | 富士ゼロックス株式会社相談役特別顧問       |          |                                                                  |
| 2011年 3月 | キリンホールディングス株式会社社外取締役（現任） |          |                                                                  |
| 2011年 6月 | 富士重工業株式会社社外取締役（現任）       |          |                                                                  |

### 社外取締役候補者が役員に就任している他の株式会社の法令違反等の事実について

社外取締役候補者である有馬利男氏が社外取締役を務めている富士重工業株式会社は、2011年8月10日グリーンロボット部において不適切な経理処理があったとして、東京国税局より指摘を受けました。  
本件には同氏は関与しておらず、また取締役会等で再発防止策が十分機能しているかを確認するなど適正に職務を遂行しております。以上から、同氏の社外取締役としての適格性において懸念はないものと判断いたします。



候補者番号

7

さ ん き よ う こ  
佐 貫 葉 子

再 任

社 外  
取締役

独 立  
役 員

- 生年月日：1949年4月3日生
- 所有する当社株式数：普通株式 7,900株
- 取締役在任年数：4年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：17回中15回
- 監査委員会への出席状況：13回中13回



### 重要な兼職の状況

弁護士（NS綜合法律事務所所長）、明治ホールディングス株式会社社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由など

佐貫葉子氏については、法律の専門家としての知識や経験に基づき、取締役会等において、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

### 特別の利害関係及び独立性に対する考え方

佐貫葉子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

佐貫葉子氏は、弁護士であります。当社及び子会社である銀行各社との顧問契約はございません。

### 略歴、地位及び担当

|           |                                      |           |                         |
|-----------|--------------------------------------|-----------|-------------------------|
| 1981年 4 月 | 弁護士登録                                | 2009年 4 月 | 明治ホールディングス株式会社社外取締役（現任） |
| 2001年11月  | NS綜合法律事務所所長（現任）                      | 2011年 6 月 | りそな銀行社外取締役              |
| 2003年 6 月 | 株式会社クラヤ三星堂（現株式会社メディアパルホールディングス）社外監査役 | 2012年 6 月 | 当社社外取締役監査委員会委員          |
| 2007年 6 月 | 明治乳業株式会社社外監査役                        | 2015年 6 月 | 同監査委員会委員長（現任）           |

※佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。



候補者番号 **8**

浦野 光人

再任



社外取締役

独立役員

- 生年月日：1948年3月20日生
- 所有する当社株式数：普通株式 3,000株
- 取締役在任年数：3年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：17回中16回
- 報酬委員会への出席状況：7回中7回

### 重要な兼職の状況

株式会社ニチレイ相談役、横河電機株式会社社外取締役、HOYA株式会社社外取締役、株式会社日立物流社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由など

浦野光人氏については、製造業及び物流業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営改革や組織風土改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

### 特別の利害関係及び独立性に対する考え方

浦野光人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

浦野光人氏は、株式会社ニチレイの相談役であります。当社の子会社である銀行各社との融資取引はございません。

### 略歴、地位及び担当

|          |                                 |          |                                    |
|----------|---------------------------------|----------|------------------------------------|
| 1971年 4月 | 日本冷蔵株式会社（現株式会社ニチレイ）入社           | 2009年 6月 | 三井不動産株式会社社外取締役                     |
| 1997年 4月 | 同経営企画部長                         | 2009年 6月 | 株式会社日本システムディベロップメント（現株式会社NSD）社外監査役 |
| 1999年 6月 | 同取締役経営企画部長                      | 2010年 6月 | JXホールディングス株式会社社外監査役                |
| 2001年 6月 | 同代表取締役社長                        | 2011年 6月 | 横河電機株式会社社外取締役（現任）                  |
| 2005年 1月 | 株式会社ニチレイフーズ代表取締役社長              | 2013年 6月 | 当社社外取締役報酬委員会委員                     |
| 2007年 4月 | 同取締役会長                          | 2013年 6月 | 株式会社ニチレイ相談役（現任）                    |
| 2007年 6月 | 株式会社ニチレイ代表取締役会長                 | 2013年 6月 | HOYA株式会社社外取締役（現任）                  |
| 2008年 5月 | 社団法人日本冷凍食品協会（現一般社団法人日本冷凍食品協会）会長 | 2014年 6月 | 当社社外取締役報酬委員会委員長（現任）                |
| 2008年 6月 | 新日鉱ホールディングス株式会社社外監査役            | 2014年 6月 | 株式会社日立物流社外取締役（現任）                  |

候補者番号

9

まつ い た だ み つ  
松井 忠三

再任

社 外  
取締役独 立  
役員

- 生年月日：1949年5月13日生
- 所有する当社株式数：普通株式 9,800株
- 取締役在任年数：2年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：17回中17回
- 指名委員会への出席状況：4回中4回
- 報酬委員会への出席状況：7回中7回



### 重要な兼職の状況

株式会社松井オフィス代表取締役社長、株式会社アダストリア社外取締役、  
株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役、株式会社ネクステージ社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由など

松井忠三氏については、小売業の経営者としての発想や経験に基づき、取締役会等において、特に、経営改革推進やサービス改革の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

### 特別の利害関係及び独立性に対する考え方

松井忠三氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

松井忠三氏は、株式会社松井オフィス代表取締役社長であります。当社の子会社である銀行各社との融資取引はございません。

### 略歴、地位及び担当

|           |                                    |           |                                          |
|-----------|------------------------------------|-----------|------------------------------------------|
| 1973年 6 月 | 株式会社西友ストア（現合同会社西友）入社               | 2010年 4 月 | 株式会社T&T（現株式会社松井オフィス）代表取締役社長（現任）          |
| 1993年 5 月 | 株式会社良品計画取締役                        | 2013年 6 月 | りそな銀行社外取締役                               |
| 1997年 5 月 | 同常務取締役                             | 2013年 9 月 | 株式会社アダストリアホールディングス（現株式会社アダストリア）社外取締役（現任） |
| 1999年 3 月 | 同専務取締役                             | 2014年 6 月 | 当社社外取締役報酬委員会委員（現任）                       |
| 2001年 1 月 | 同代表取締役社長                           | 2014年 6 月 | 株式会社大戸屋ホールディングス社外取締役（現任）                 |
| 2001年 5 月 | 株式会社アール・ケイ・トラック取締役                 | 2015年 5 月 | 株式会社ネクステージ社外取締役（現任）                      |
| 2008年 1 月 | 株式会社良品計画代表取締役会長兼執行役員               | 2015年 6 月 | 当社社外取締役指名委員会委員（現任）                       |
| 2009年 5 月 | ムジ・ネット株式会社（現株式会社MUJI HOUSE）代表取締役社長 |           |                                          |

候補者番号 **10**

さとう ひでひこ  
**佐藤 英彦**

**再任**

社外  
取締役

独立  
役員

- 生年月日：1945年4月25日生
- 所有する当社株式数：普通株式 2,500株
- 取締役在任年数：1年（本総会終結時）
- 取締役会への出席状況：12回中9回
- 監査委員会への出席状況：10回中10回



### 重要な兼職の状況

弁護士（ひびき法律事務所）、株式会社LIXILグループ社外取締役、  
大日本住友製薬株式会社社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由など

佐藤英彦氏については、法務の専門的な知識や行政での経験に基づき、取締役会等において、特に、コンプライアンスや組織運営の観点からの積極的な意見・提言等をいただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。

### 特別の利害関係及び独立性に対する考え方

佐藤英彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

佐藤英彦氏は、弁護士であります。当社及び子会社である銀行各社との顧問契約はございません。

### 略歴、地位及び担当

|          |                     |         |                                                |
|----------|---------------------|---------|------------------------------------------------|
| 1968年4月  | 警察庁入庁               | 2011年6月 | 株式会社住生活グループ<br>（現 株式会社LIXILグループ）社外取締役兼監査委員会委員  |
| 1986年8月  | 内閣法制局参事官            | 2011年6月 | 大日本住友製薬株式会社社外監査役                               |
| 1992年4月  | 警視庁刑事部長             | 2013年6月 | 同社外取締役（現任）                                     |
| 1995年2月  | 埼玉県警察本部長            | 2013年6月 | 株式会社LIXILグループ<br>社外取締役兼指名委員会委員<br>兼監査委員会委員（現任） |
| 1996年12月 | 警察庁刑事局長             | 2014年6月 | りそな銀行社外取締役                                     |
| 1999年1月  | 大阪府警察本部長            | 2015年6月 | 当社社外取締役監査委員会委員（現任）                             |
| 2002年8月  | 警察庁長官               |         |                                                |
| 2004年8月  | 警察庁顧問               |         |                                                |
| 2005年2月  | 警察共済組合理事長           |         |                                                |
| 2011年6月  | 弁護士（第一東京弁護士会所属）（現任） |         |                                                |

- (注) 1. 取締役候補者のうち、大藺恵美氏、有馬利男氏、佐貫葉子氏、浦野光人氏、松井忠三氏及び佐藤英彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者のうち、大藺恵美氏、有馬利男氏、佐貫葉子氏、浦野光人氏、松井忠三氏及び佐藤英彦氏は、東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。
3. 当社は、指名委員会において、同委員会が定める「取締役候補者選任基準」に則り、取締役候補者の要件ならびに社外取締役については独立性の要件を十分に満たしているか検証のうえ経営の監督に相応しい人材を選任しております。
- また、経営の更なる透明性と客観性を確保すべく、指名・監査・報酬の各委員会のみならず、取締役会においても社外取締役が過半数となるよう取締役候補者を選任しており、引き続きグループの企業価値を高めるため、当社の経営の透明性と客観性を十分確保したいと考えております。
4. 当社は、現任の各社外取締役との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において各社外取締役候補者が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 「取締役候補者選任基準」の概要

#### (取締役候補者の要件)

本基準における取締役候補者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) りそなグループの持続的な企業価値の創造に資するという観点から経営の監督に相応しい者であること
- (2) 取締役としての人格および識見があり、誠実な職務遂行に必要な意思と能力が備わっている者であること
- (3) 取締役として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であること
- (4) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であること

#### (社外取締役の独立性の要件)

1. 本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
  - (1) 当社またはその関連会社の業務執行取締役もしくは執行役またはその他の使用人(以下、「業務執行者」という。)、または、その就任前10年間に於いて当社またはその関連会社の業務執行者であった者
  - (2) 当社の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合の業務執行者である者
  - (3) 当社またはその関連会社と重要な取引関係(注1)がある会社またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者

- (4) 当社またはその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者。またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上高の2%以上を当社またはその関連会社からの受け取りが占める法人・団体等の業務執行者である者
  - (5) 当社またはその関連会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者
  - (6) 当社またはその関連会社から過去3年平均にて年間1,000万円または当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者
  - (7) 上記(2)から(6)について過去5年間に於いて該当する場合
  - (8) 配偶者または二親等以内の親族が上記(1)から(6)までのいずれかに該当する者
  - (9) 当社またはその関連会社から取締役を受入れている会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者である者
  - (10) 社外取締役としての在任期間が通算で8年を経過している者
  - (11) その他、当社の一般株主全体との間で上記(1)から(10)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者
- (注1) 重要な取引関係とは、以下のいずれかに該当する取引等をいう。
- (i) 通常の商取引は、当社の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上
  - (ii) 当社またはその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載されかつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合
2. 上記(1)から(11)のうち抵触するものがある場合でも、指名委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外取締役として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外取締役候補者として選定することができる。その場合においては、独立性を有する社外取締役として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

### (取締役の候補者の決定)

1. 指名委員会は、取締役候補者を決定するにあたり、本基準において定める取締役候補者の要件を満たすとともに、さまざまなバックグラウンドと経験を有した者を確保するものとする。
2. 前項のほか、取締役候補者を決定するにあたり、原則として取締役会の過半数について、本基準において定める独立性を有する社外取締役と認められる者を確保するものとする。

＜普通株式にかかる種類株主総会＞

議案および参考事項

議

案

優先株式に係る定款一部変更の件

株主総会参考書類＜定時株主総会＞ 5 頁から24頁に記載の第 1 号議案「優先株式に係る定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以 上





## 第15期 事業報告 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

### 1 当社の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

##### イ 企業集団の主要な事業内容

当グループが営む事業の大部分は銀行・信託業務が占めており、その他の業務としては、ファクタリング業務・クレジットカード業務・ベンチャーキャピタル業務・投資信託委託業務などの金融関連業務を行っております。

##### ロ 金融経済環境

当期の日本経済は、個人消費の回復の動きが鈍く、新興国経済の減速を背景に輸出や生産が伸び悩むなど一部で弱さがみられました。しかしながら、企業収益が改善するなか、設備投資は足元では改善の傾向がみられました。物価面では、人件費や原材料費の上昇分の価格転嫁が進むなど日用品価格の上昇が続きましたが、原油等の資源価格の下落を背景に消費者物価は全体としては低位で推移しました。

米国経済に関しては個人消費や雇用などを中心に景気回復の動きが続きました。加えて、弱さがみられていたエネルギー産業や製造業の活動にも2016年に入ってから底入れの兆しがみられました。欧州経済は企業部門の一部で弱さがみられましたが、ドイツを中心に回復基調を辿りました。中国経済は製造業部門を中心に成長ペースが減速しているものの、政策当局の景気下支え策によって減速のペースは緩やかなものとなっています。

金融市場では、日経平均株価は2015年6月に終値で2000年4月以来の高値となる20,868円03銭を付けた後、世界経済の減速懸念などを背景に2016年2月に一時15,000円を割り込みました。米国株は2015年5月に主要株価指数が揃って最高値を付けた後、値幅を伴って下落する場面もありましたが、その後値を持ち直しました。国内の長期金利は緩和的な金融政策を背景に0%台前半で推移していましたが、日本銀行の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けて一時マイナス0.135%まで低下しました。米国の長期金利は政策金利の引き上げ開始の過程において2%台前半で推移していましたが、2016年に入り1%台後半に低下しました。

##### ハ 企業集団の事業の経過及び成果並びに対処すべき課題

当グループは、早期健全化法に基づく優先株式960億円（注入額ベース）につきまして、2015年6月開催の第14期定時株主総会における承認決議を得て、2015年6月25日に返済いたしました。これにより、当社に注入された公的資金（ピーク残高3兆1,280億円、注入額ベース）の全額を返済することができました。公的資金によるご支援をいただいたことにつきまして、りそなグループの役職員一同、改めまして国民の皆さま、お客さま、株主の皆さま、ならびに関係者の皆さまに厚く御礼申し上げます。

当グループは、2015年2月に策定、公表いたしました「中期経営計画」に基づき、「お客さまの喜びがりそなの喜び」という基本姿勢を崩すことなく、「戦略事業領域の深掘り」と「新たな収益機会創出への挑戦」を基本シナリオとするビジネス戦略を展開するとともに、事業環境の変化等を見据えた新たな改革の取組みとして、4つの基盤戦略に取り組んでおります。

グループが強みとする地域・リテールを中核とし、信託・不動産機能等を活かした“ソリューション”を柱とした差別化戦略のさらなる高度化に努めております。加えて、マーケティングを機軸としたお客さま接点の改革としてのオムニチャネル構想の実現に取り組むとともに、戦略投資やアライアンス等を含めたグループの3つのオープンプラットフォームの拡充を通じ、地域リテール戦略のさらなる進化に努めております。

こうした取組みを通じ、“際立つ”リテール金融サービスを実現することで、新たなお客さま価値の創造を目指してまいります。また、これからも中堅・中小企業、個人のお客さまに寄り添い、進化と変革を続けることで、地域のお客さまにもっとも支持され、ともに未来へ歩み続ける「金融サービスグループ」として、「リテールNo.1」を目指してまいります。

## ① ビジネス戦略

### (ア) 戦略事業領域の深掘り

「本業収益による持続的成長」を確かなものとすべく、地域・リテールを中核とし、信託・不動産機能等を活かした“ソリューション”を柱とする差別化戦略のさらなる高度化を通じた「戦略事業領域の深掘り」に取り組んでおります。

戦略事業領域において「成長・再生・承継ソリューション」と「トータルライフソリューション」を展開するとともに、商業銀行としての事業基盤とフルラインの信託機能を併せ持つ「リテール×信託」の発展形として、グループ銀行全社で信託を標準装備し信託ソリューション提供力を強化する「りそなシームレス・スタイル」を確立し、お客さまへの高品質な信託サービスの提供に努めております。

また、首都圏・関西圏を中心に、様々な機能の連携・集約等、グループ運営体制の最適化を進め、地域営業力の強化を図り、多様化・高度化・複雑化するお客さまニーズへの的確な対応に努めております。

さらに、お客さまの多様なニーズに多彩なソリューション提供を通じてお応えする「クロスセラーズ」の“「グループ」クロスセラーズ”への進化に努めております。

#### a. 「成長・再生・承継ソリューション」

貸出金利の低下により国内預貸金利益が減少傾向にある状況を打破し、法人ビジネスの強化を実現するため、営業スタイル（リレーション、ソリューション、スピード）の変革のもと、中堅・中小企業向け「成長・再生・承継ソリューション」の強化に取り組む、ソリューション提供等を通じた多面的な付加価値を提供することで、“中堅・中小企業取引No.1の『りそな』”としてのブランド確立に取り組んでおります。

#### b. 「トータルライフソリューション」

少子高齢化の進展、人口・富の都市集中等の事業環境変化のスピードが早く、個人のお客さまの金融ニーズについても多様化しているなか、お客さまの人生における様々なライフイベントやプランに応じ、資産形成や生活設計を金融面から総合的にサポートする「トータルライフソリューション」に取り組むことで、“個人取引No.1の『りそな』”としてのブランド確立に取り組んでおります。

### (イ) 新たな収益機会創出への挑戦

当グループの主要マーケットである「リテール」領域では、お客さまの金融行動の多様

化等が進むなか、これまでのビジネスモデル・営業手法の延長線上では“お会いすることができない”お客さまが増えつつあり、このような変化に対応することで、新たなビジネスチャンスに繋がるものと認識しております。

次なる10年を見据え、ワンランク上の“際立つ”リテール金融サービスの追求と、旧来の銀行の枠組みを超えた新たなお客さま価値の創造を通じ、さらなる基盤拡充に取り組んでおります。具体的には、マーケティングを機軸とするお客さま接点改革である「オムニチャネル構想の実現」や、戦略投資の強化等を通じた「オープンプラットフォームの拡充」を進めております。

#### a. 「オムニチャネル構想の実現」

お客さまの金融行動や価値観にきめ細かく応え、質の高いリテール金融サービスを最適な場所・時間・チャネルで提供する「オムニチャネル構想の実現」に向けて、マーケティングの高度化や、「お客さまをよく知り」「お客さまに近付き」「お客さまと接する」新たな取組みを通じた「バリューチェーンの再構築」、取引の「24時間365日化」を含めたサービス革新、ネットサービス拡充による対面チャネルと非対面チャネルとの有機的連携等の取組みを進めております。

2015年4月にグループ銀行内において24時間365日振込みを可能とし、即時決済ができるサービスを大手銀行で初めて開始いたしました。2015年11月にはオムニチャネル構想を具現化するパイロット店舗「豊洲支店（セブンデイズプラザとよす）」をオープンいたしました。2016年3月には店舗に依存せずに国内全エリアのお客さまを対象とした「RESONA SMART STORE」（インターネット支店）を開設いたしました。

#### b. 「オープンプラットフォームの拡充」

次なる10年を見据え、幅広い国内のお客さまに対しこれまでにないリテール金融サービスを提供すべく、リテール機能の強化に向けた「戦略投資」や、他の金融機関等との連携も含めた「アライアンスの拡大」等を通じて、「リテール基盤・機能」「信託・不動産・国際業務」「事務・システム」の3つの「オープンプラットフォーム」の一層の拡充に取組み、「リテールNo.1」の金融サービスグループとなることを目指しております。

2015年8月に投資信託運用会社「りそなアセットマネジメント」を設立し、信託銀行として培った運用ノウハウを活かしてグループで商品組成、販売、受託まで取り扱える体制を確立いたしました。

## ② 基盤戦略

### (ア) サービス改革 Next Stage

常にお客さまの立場で発想する「サービス改革」にグループをあげて取組み、これまでも「17時まで営業」「待ち時間ゼロ」「グループ銀行内振込の24時間365日化」等、業界の常識に縛られないお客さま本位の改革を進めてまいりました。

今後もこうした取組みをさらに強化するとともに、一層革新的なサービスの実現に向けて、「サービス改革」の「Next Stage」への移行に取り組んでおります。

### (イ) オペレーション改革 3rd Stage

店頭事務改革や業務プロセス改革等これまでの改革ノウハウを結集した次なる「オペレーション改革」を「3rd Stage」と位置づけ、お客さま利便性の向上に繋がる新たな営業店の構築や、抜本的なコスト構造改革、バックオフィス体制の革新、事務のワンプラットフォーム体制の構築等、“さらに先に行く”改革に取り組んでおります。

### (ウ) 次世代人材マネジメントへの進化

事業部門や法人格の制約を超え、人的資源配分の最適化に向けた「グループベースの人材マネジメント」への革新を図っていくことで、「攻めの経営」に向けたシフトチェンジの実現に取り組んでおります。

高度な教育支援システムの整備や、「ダイバーシティマネジメント」のコンセプトをさらに発展させた人事制度全般の再構築に取り組んでおります。

### (エ) キャピタルマネジメントの進化

小口分散化された貸出金ポートフォリオ、安定した預金調達基盤、強固なリスク管理態勢の構築により、健全な資産から安定的な収益を生み出す財務基盤の維持・強化に努めております。

こうした取組みの一環として、リスク・リターンの高次元でのバランス確保の実現や、着実な利益の計上、資本の蓄積、金融規制・ルール等への対応等を図ることで「キャピタルマネジメントの進化」の実現に取り組んでおります。

### (当連結会計年度の業績)

当期の連結粗利益は、預貸金利回り差の縮小等により資金利益は減益となったものの、保険商品販売・不動産業務等を中心とする役務取引等利益の増加や債券関係損益の増加により一部補完して、前年度比129億円減少の6,195億円となりました。営業経費は前年度比102億円減少したものの、与信費用の増加や株式関係損益の減少などにより、税金等調整前当期純利益は前年度比757億円減少し2,505億円となりました。また、税金費用が前年度比431億円減少したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比276億円減少し1,838億円となりました。

連結総資産は、前年度末比2兆5,398億円増加し49兆1,264億円となりました。資産の部では、有価証券は前年度末比1兆5,174億円減少し5兆3,467億円に、貸出金は前年度末比1,776億円増加し27兆6,649億円になりました。負債の部では、預金が前年度末比1兆5,159億円増加し38兆2,288億円になりました。純資産の部については、公的資金の返済及び優先出資証券の償還等により前年度末比3,099億円減少し1兆8,334億円となりました。また、信託財産残高は前年度末比5兆2,422億円増加し29兆7,688億円となりました。

## ■ 当グループの資本政策について

当グループの資本政策における最優先課題であった公的資金の完済等を踏まえ、2015年2月27日付けで、今後の当グループの持続的成長を支える新たな資本政策の基本的な考え方を公表いたしました。

### ① 自己資本比率の目標水準

公的資金完済後の中長期的な自己資本比率の目標水準については、主に以下の3点を踏まえ、現在適用している国内基準において十分な自己資本を確保するとともに、国際統一基準においても、普通株式等Tier1比率（その他有価証券評価差額金を除く）で8.0%を安定的に上回る水準を目指してまいります。

- (ア) 安定した資金供給・サービス提供等を通じた地域社会・経済発展への一層の貢献
- (イ) 国際的な目線においても信用力ある金融機関としての資本確保と持続的成長の実現
- (ウ) 戦略的投資機会への機動的な対応や自己資本規制強化の可能性に備えた資本余力の確保

また、公的資金完済後においても資本効率を重視した運営に努め、引き続き10%を上回るROEの水準を目指してまいります。

### ② 自己資本の質的・量的強化に向けた取組み

自己資本の質的・量的強化を目指すべく、資本の実質的交換（キャピタル・エクスチェンジ）に取り組みました。具体的には、自己株式の処分（865億円、2015年3月実施済）と第4種優先株式の取得（630億円、2015年7月実施済）を実施いたしました。今後、残る社債型優先株式1,750億円につきましても、自己資本の質的向上の一環として、経営環境や財務状況等を踏まえつつ、中長期的な時間軸のなかで、（その他利益）剰余金の蓄積により、取得を検討する旨公表しておりましたが、このうち第6種優先株式750億円について、関係当局の確認を前提に2016年度において、全株式の取得・消却を実施する方針です。

### ③ 配当方針

当社の普通株式に対する年間配当は、公的資金の完済等を踏まえ、2014年度末に係る配当（期末配当）より、前年度から2円増配し、1株当たり年間17円としており、2015年度に係る年間配当につきましても、前年度と同様に1株当たり17円（中間配当8.5円及び期末配当8.5円）としました。

また、残存する社債型優先株式1,750億円の取得を実施した際には優先配当負担の減少が見込まれることから、事業環境や財務状況等も勘案しつつ普通配当の増額について検討する旨公表しておりましたが、2016年度に係る年間配当は、前述の第6種優先株式の取得により減少が見込まれる優先配当を見合いに前年度から2円増配し、普通株式1株当たり19円（中間配当9.5円及び期末配当9.5円）とさせていただく方針です。

今後の配当方針については、自己資本比率目標を安定的に上回ることを目指した内部留保の蓄積を通じた自己資本の充実にも努めていく考えであり、当面は安定配当を継続してまいります。



## (2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

|                 |      | 2012年度  | 2013年度  | 2014年度  | 2015年度  |
|-----------------|------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収益            | (億円) | 8,321   | 8,269   | 8,612   | 8,174   |
| 経常利益            | (億円) | 2,851   | 3,121   | 3,333   | 2,517   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (億円) | 2,751   | 2,206   | 2,114   | 1,838   |
| 包括利益            | (億円) | 3,986   | 2,866   | 4,168   | 916     |
| 純資産額            | (億円) | 21,893  | 19,564  | 21,433  | 18,334  |
| 総資産             | (億円) | 431,106 | 447,194 | 465,865 | 491,264 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 当社の財産及び損益の状況

|              |       | 2012年度  | 2013年度  | 2014年度  | 2015年度  |
|--------------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 営業収益         | (億円)  | 2,445   | 4,534   | 1,283   | 1,967   |
| 受取配当額        | (億円)  | 2,380   | 4,473   | 1,226   | 1,905   |
| 銀行業を営む子会社    | (億円)  | 2,379   | 4,473   | 1,226   | 1,905   |
| その他の子会社      | (億円)  | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 当期純利益        | (百万円) | 237,832 | 445,456 | 121,722 | 190,036 |
| 1株当たり当期純利益   | (円)   | 90.43   | 187.34  | 50.15   | 78.40   |
| 総資産          | (億円)  | 15,198  | 15,615  | 14,581  | 13,793  |
| 銀行業を営む子会社株式等 | (億円)  | 10,923  | 10,923  | 10,923  | 10,923  |
| その他の子会社株式等   | (億円)  | 238     | 238     | 238     | 248     |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金額等を控除した金額を期中平均発行済普通株式数（自己株式及び従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式を除く）で除して算出しております。

## (3) 企業集団の使用人の状況

## イ 企業集団の使用人数

|      | 当年度末    |        | 前年度末    |        |
|------|---------|--------|---------|--------|
|      | 銀行・信託業務 | その他の業務 | 銀行・信託業務 | その他の業務 |
| 使用人数 | 16,302  | 372    | 16,091  | 345    |

(人)

(注) 就業者数を記載しております。

## ロ 当社の使用人の状況

|        | 当年度末     | 前年度末     |
|--------|----------|----------|
| 使用人数   | 936人     | 643人     |
| 平均年齢   | 46 年 7 月 | 45 年 0 月 |
| 平均勤続年数 | 19 年 5 月 | 20 年 3 月 |
| 平均給与月額 | 529 千円   | 539 千円   |

- (注) 1. 当社使用人は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者です。
2. 平均年齢・平均給与月額には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行以外の会社からの出向者は含んでおりません。また、平均勤続年数には株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行からの出向者の各社での勤続年数を通算しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
4. 平均給与月額は、3月中の時間外勤務手当を含む平均給与月額で賞与を含んでおりません。

## (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

## イ 企業集団の主要な営業所等の状況

## ① 銀行・信託業務

|             |                                   |
|-------------|-----------------------------------|
| 株式会社りそな銀行   | 大阪営業部、東京営業部、他353カ店<br>(前年度末350カ店) |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | さいたま営業部、他130カ店 (前年度末131カ店)        |
| 株式会社近畿大阪銀行  | 本店、他119カ店 (前年度末122カ店)             |

## ② その他の業務

|                   |         |
|-------------------|---------|
| りそな決済サービス株式会社     | 本社、他3カ店 |
| りそなカード株式会社        | 本社、他1カ店 |
| りそなキャピタル株式会社      | 本社      |
| りそなアセットマネジメント株式会社 | 本社      |

## ロ 当社の事務所の状況

| 事務所名 | 所在地                            | 設置年月日       |
|------|--------------------------------|-------------|
| 東京本社 | 東京都江東区木場一丁目5番65号<br>深川ギャザリアW2棟 | 2010年5月6日   |
| 大阪本社 | 大阪市中央区備後町二丁目2番1号               | 2001年12月12日 |



## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

|         | 銀行・信託業務 | その他の業務 |
|---------|---------|--------|
|         | (百万円)   |        |
| 設備投資の総額 | 26,218  | 305    |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設等

|         | 内 容                       | 金 額   |
|---------|---------------------------|-------|
|         |                           | (百万円) |
| 銀行・信託業務 | ソフトウェアの導入・更改              | 7,358 |
|         | 店舗の新築（りそな銀行 板橋支店他）        | 2,452 |
|         | 本部施設等の改修（埼玉りそな銀行 本社他）     | 344   |
|         | 店舗等の売却・除却（りそな銀行 板橋支店旧店舗他） | —     |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な子会社等の状況

| 会社名                                          | 所在地                                                                                                                           | 主要業務内容               | 設立年月日       | 資本金<br>(百万円)                       | 当社が有する子会社等の議決権比率<br>(%) | 当社への配当額<br>(百万円) |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------|------------------------------------|-------------------------|------------------|
| 株式会社りそな銀行                                    | 大阪市中央区備後町二丁目2番1号                                                                                                              | 信託業務                 | 1918年5月15日  | 279,928                            | 100.00                  | 149,962          |
| 株式会社埼玉りそな銀行                                  | さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号                                                                                                             | 銀行業務                 | 2002年8月27日  | 70,000                             | 100.00                  | 34,960           |
| 株式会社近畿大阪銀行                                   | 大阪市中央区備後町二丁目2番1号                                                                                                              | 銀行業務                 | 1950年11月24日 | 38,971                             | 100.00                  | 5,612            |
| りそな保証株式会社                                    | さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号                                                                                                           | 信用保証業務               | 1975年5月8日   | 14,000                             | 100.00<br>(49.02)       | —                |
| 大和ギャランティ株式会社                                 | 大阪市中央区備後町二丁目2番1号                                                                                                              | 信用保証業務               | 1969年7月23日  | 6,000                              | 100.00<br>(100.00)      | —                |
| 近畿大阪信用保証株式会社                                 | 大阪市中央区備後町二丁目2番1号                                                                                                              | 信用保証業務               | 1995年3月17日  | 6,397                              | 100.00<br>(100.00)      | —                |
| りそな決済サービス株式会社                                | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号                                                                                                          | ファクタリング業務            | 1978年10月25日 | 1,000                              | 100.00                  | —                |
| りそなカード株式会社                                   | 東京都江東区東陽二丁目2番20号                                                                                                              | クレジットカード業務<br>信用保証業務 | 1983年2月12日  | 1,000                              | 77.58                   | 28               |
| りそなキャピタル株式会社                                 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番5号                                                                                                          | ベンチャーキャピタル業務         | 1988年3月29日  | 5,049                              | 100.00                  | —                |
| りそなアセットマネジメント株式会社                            | 東京都江東区木場一丁目5番65号                                                                                                              | 投資信託委託業務             | 2015年8月3日   | 490                                | 100.00                  | —                |
| りそな総合研究所株式会社                                 | 大阪市中央区備後町二丁目2番1号                                                                                                              | コンサルティング業務           | 1986年10月1日  | 100                                | 100.00                  | —                |
| りそなビジネスサービス株式会社                              | 東京都台東区上野五丁目25番11号                                                                                                             | 事務等受託業務<br>有料職業紹介業務  | 1987年10月2日  | 60                                 | 100.00                  | —                |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                         | 東京都中央区晴海一丁目8番11号                                                                                                              | 信託業務                 | 2000年6月20日  | 51,000                             | 33.33<br>(33.33)        | —                |
| りそなプルダニア銀行<br>〔P.T. Bank<br>Resona Perdania〕 | 5th & 6th Floor,<br>Menara Mulia, Jl.<br>Jenderal Gatot<br>Subroto, Kav. 9-11,<br>South Jakarta, 12930,<br>Jakarta, Indonesia | 銀行業務                 | 1956年2月15日  | 4,050億<br>インドネシア<br>〔3,442<br>百万円〕 | 43.41<br>(43.41)        | —                |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。  
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は内数で、当社が間接的に議決権を保有する比率であります。  
5. 2015年8月にりそなアセットマネジメント株式会社を設立しました。  
6. 株式会社近畿大阪銀行は、2015年12月に本社を移転しました。  
7. 近畿大阪信用保証株式会社は、2016年2月に本社を移転しました。

## (7) 主要な借入先

| 借入先       | 借入金残高<br>(百万円) | 当社への出資状況 |       |
|-----------|----------------|----------|-------|
|           |                | 持株数      | 議決権比率 |
| 株式会社りそな銀行 | 300,208        | —        | —     |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

### （1） 会社役員の状況

取締役及び執行役総数21名のうち、男性は17名、女性は4名であり、女性の比率は19パーセントであります。

#### 取締役（年度末現在）

| 氏 名       | 担 当           | 重要な兼職                                                                               |
|-----------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 東 和 浩     |               | 株式会社りそな銀行 代表取締役社長兼執行役員                                                              |
| 菅 哲 哉     |               | 株式会社りそな銀行 取締役兼執行役員                                                                  |
| 古 川 裕 二   |               | 株式会社りそな銀行 取締役兼執行役員<br>株式会社埼玉りそな銀行 執行役員                                              |
| 磯 野 薫     | 監 査 委 員       |                                                                                     |
| * 大 園 恵 美 | 指 名 委 員       | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授<br>株式会社ローソン 社外取締役                                               |
| * 有 馬 利 男 | 指名委員長<br>報酬委員 | 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 代表理事<br>キリンホールディングス株式会社 社外取締役<br>富士重工業株式会社 社外取締役      |
| * 佐 貫 葉 子 | 監査委員長         | 弁護士（NS総合法律事務所 所長）<br>明治ホールディングス株式会社 社外取締役                                           |
| * 浦 野 光 人 | 報酬委員長         | 株式会社ニチレイ 相談役<br>横河電機株式会社 社外取締役<br>HOYA株式会社 社外取締役<br>株式会社日立物流 社外取締役                  |
| * 松 井 忠 三 | 指名委員<br>報酬委員  | 株式会社松井オフィス 代表取締役社長<br>株式会社アダストリア 社外取締役<br>株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役<br>株式会社ネクステージ 社外取締役 |
| * 佐 藤 英 彦 | 監 査 委 員       | 弁護士（ひびき法律事務所）<br>株式会社LIXILグループ 社外取締役<br>大日本住友製薬株式会社 社外取締役                           |

- （注）1. \*は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は常勤の監査委員に磯野薫を選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査委員全員と共有することで監査の実効性を確保しております。
3. 佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

## 執行役（年度末現在）

| 氏 名       | 地位及び担当                                                                           | 重要な兼職                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| * 東 和 浩   | 社 長                                                                              | 前頁記載のとおり                             |
| * 菅 哲 哉   | グループ戦略部担当<br>兼 購買戦略部担当<br>兼 オムニチャンネル戦略部担当                                        | 前頁記載のとおり                             |
| * 古 川 裕 二 | 人材サービス部担当                                                                        | 前頁記載のとおり                             |
| 池 田 一 義   | グループ戦略部<br>(埼玉りそな銀行経営管理) 担当                                                      | 株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長                  |
| 中 前 公 志   | グループ戦略部<br>(近畿大阪銀行経営管理) 担当                                                       | 株式会社近畿大阪銀行 代表取締役社長兼執行役員              |
| 野 村 眞     | 財 務 部 担 当                                                                        | 株式会社埼玉りそな銀行 取締役                      |
| 吉 本 敬 司   | 市 場 企 画 部 長<br>兼 市 場 企 画 部 担 当                                                   | 株式会社りそな銀行 執行役員                       |
| 白 鳥 哲 也   | オペレーション改革部担当<br>兼 I T 企 画 部 担 当                                                  | 株式会社りそな銀行 常務執行役員<br>株式会社埼玉りそな銀行 執行役員 |
| 宇 野 保 範   | 内 部 監 査 部 担 当                                                                    | 株式会社りそな銀行 執行役員                       |
| 増 田 賢一朗   | コーポレートコミュニケーション部担当<br>兼 金融マーケティング研究所担当<br>兼 コーポレートガバナンス事務局担当<br>兼 オムニチャンネル戦略部副担当 | 株式会社りそな銀行 執行役員<br>株式会社近畿大阪銀行 取締役     |
| 川 島 高 博   | コンプライアンス統括部担当                                                                    | 株式会社りそな銀行 執行役員                       |
| 鳥 居 高 行   | リ ス ク 統 括 部 担 当<br>兼 信用リスク統括部担当                                                  | 株式会社りそな銀行 執行役員                       |
| 新 屋 和 代   | 人 材 サ ー ビ ス 部 長                                                                  | 株式会社りそな銀行 執行役員                       |
| 有 明 三樹子   | コーポレートコミュニケーション部長                                                                |                                      |

- (注) 1. \*は代表執行役であります。  
 2. 東和浩、菅哲哉及び古川裕二は取締役を兼務しております。  
 3. 有明三樹子の戸籍上の氏名は、吉田三樹子であります。

## 当年度中の取締役及び執行役の異動

| 氏 名     | 地 位   | その他                 |
|---------|-------|---------------------|
| 佐 藤 英 彦 | 社外取締役 | 2015年6月19日就任        |
| 永 井 秀 哉 | 社外取締役 | 2015年6月19日任期満了による退任 |

(ご参考)

4月1日付の会社役員の状況は、次のとおりであります。

なお、取締役及び執行役総数21名のうち、男性は17名、女性は4名であり、女性の比率は19パーセントであります。

## 取締役 (2016年4月1日現在)

| 氏 名       | 担 当             | 重要な兼職                                                                               |
|-----------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 東 和 浩     |                 | 株式会社りそな銀行 代表取締役社長兼執行役員                                                              |
| 菅 哲 哉     |                 | 株式会社りそな銀行 取締役兼執行役員                                                                  |
| 古 川 裕 二   |                 | 株式会社りそな銀行 取締役兼執行役員<br>株式会社埼玉りそな銀行 執行役員                                              |
| 磯 野 薫     | 監 査 委 員         |                                                                                     |
| * 大 園 恵 美 | 指 名 委 員         | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授<br>株式会社ローソン 社外取締役                                               |
| * 有 馬 利 男 | 指名委員長<br>報酬委員   | 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 代表理事<br>キリンホールディングス株式会社 社外取締役<br>富士重工業株式会社 社外取締役      |
| * 佐 貫 葉 子 | 監査委員長           | 弁護士 (NS総合法律事務所 所長)<br>明治ホールディングス株式会社 社外取締役                                          |
| * 浦 野 光 人 | 報酬委員長           | 株式会社ニチレイ 相談役<br>横河電機株式会社 社外取締役<br>HOYA株式会社 社外取締役<br>株式会社日立物流 社外取締役                  |
| * 松 井 忠 三 | 指 名 委 員<br>報酬委員 | 株式会社松井オフィス 代表取締役社長<br>株式会社アダストリア 社外取締役<br>株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役<br>株式会社ネクステージ 社外取締役 |
| * 佐 藤 英 彦 | 監 査 委 員         | 弁護士 (ひびき法律事務所)<br>株式会社LIXILグループ 社外取締役<br>大日本住友製薬株式会社 社外取締役                          |

- (注) 1. \*は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 当社は常勤の監査委員に磯野薫を選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、執行部門からの定期的な業務報告聴取等を通じて、日常的に情報収集を行い、それらの情報を監査委員全員と共有することで監査の実効性を確保しております。

## 執行役 (2016年4月1日現在)

| 氏 名         | 地位及び担当                          | 重要な兼職                                |
|-------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| * 東 和 浩 社 長 |                                 | 前頁記載のとおり                             |
| * 菅 哲 哉     | グループ戦略部担当<br>兼 購買戦略部担当          | 前頁記載のとおり                             |
| * 古 川 裕 二   | 人材サービス部担当<br>兼コーポレートガバナンス事務局担当  | 前頁記載のとおり                             |
| 池 田 一 義     | グループ戦略部<br>(埼玉りそな銀行経営管理) 担当     | 株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長                  |
| 中 前 公 志     | グループ戦略部<br>(近畿大阪銀行経営管理) 担当      | 株式会社近畿大阪銀行 代表取締役社長兼執行役員              |
| 中 尾 安 志     | 金融マーケティング研究所担当<br>兼オムニチャネル戦略部担当 | 株式会社りそな銀行 常務執行役員                     |
| 野 村 眞       | 財 務 部 担 当                       | 株式会社埼玉りそな銀行 取締役                      |
| 吉 本 敬 司     | 市 場 企 画 部 担 当                   | 株式会社りそな銀行 執行役員                       |
| 白 鳥 哲 也     | オペレーション改革部担当<br>兼 I T 企 画 部 担 当 | 株式会社りそな銀行 常務執行役員<br>株式会社埼玉りそな銀行 執行役員 |
| 中 野 眞 治     | コンプライアンス統括部担当                   | 株式会社りそな銀行 常務執行役員<br>株式会社近畿大阪銀行 取締役   |
| 川 島 高 博     | 内 部 監 査 部 担 当                   | 株式会社りそな銀行 執行役員                       |
| 鳥 居 高 行     | リ ス ク 統 括 部 担 当<br>兼信用リスク統括部担当  | 株式会社りそな銀行 執行役員                       |
| 新 屋 和 代     | 人 材 サ ー ビ ス 部 長                 | 株式会社りそな銀行 執行役員                       |
| 有 明 三樹子     | コーポレートコミュニケーション部担当              |                                      |

(注) 1. \*は代表執行役であります。

2. 東和浩、菅哲哉及び古川裕二は取締役を兼務しております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ 当事業年度に係る役員の報酬等

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等の総額 |      |        |        |
|-----|------|--------|------|--------|--------|
|     |      |        | 基本報酬 | 業績連動報酬 | 株式取得報酬 |
|     | (人)  |        |      |        | (百万円)  |
| 取締役 | 8    | 93     | 85   | 8      | —      |
| 執行役 | 12   | 197    | 97   | 72     | 28     |
| 計   | 20   | 291    | 182  | 80     | 28     |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 上記には、2015年6月19日に就任した取締役1名、同日をもって退任した取締役1名、ならびに2016年3月31日をもって辞任した執行役2名を含んでおります。  
 3. 期末現在の人員は、取締役10名、執行役14名で、内3名は取締役と執行役を兼務しております。  
 4. 取締役と執行役を兼務する者については、取締役としての報酬は支給しておりません。また、執行役のうち、子会社である埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行の代表取締役社長を兼務する2名については、執行役としての報酬を支給しておりません。  
 5. 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含んでおります。  
 6. 連結報酬等の総額が1億円以上となる役員はおりません。

### ロ 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のように定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

当社の取締役及び執行役が受ける報酬等は、企業価値増大に向けたインセンティブを高めるとともに成果責任を明確化することを狙いとして、業績連動報酬を含む体系とします。更に、執行役が受ける報酬等は、りそなグループの持続的な成長及び中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、株式取得報酬を含む体系とします（2010年6月導入）。

#### ① 取締役の報酬体系

取締役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び職責加算報酬で構成します。

執行役に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。

#### (ア) 役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

#### (イ) 業績連動報酬（変動報酬）

取締役の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給します。

#### (ウ) 職責加算報酬（固定報酬）

指名、報酬及び監査の各委員会の構成員たる社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を支給します。



## ② 執行役の報酬体系

執行役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため、役職位別報酬と業績連動報酬（標準額）の構成比は、業績連動報酬の比率を相応に高めた60対40とします。

### （ア）役職位別報酬（固定報酬）

役職位毎の職責の大きさに応じて支給します。

### （イ）業績連動報酬（変動報酬）

執行役の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。

### （ウ）株式取得報酬（変動報酬）

中期経営計画における前年度の税引前当期利益が一定水準超過達成した場合に、当社株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた執行役は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拠出することにより、当社株式を取得し、退任後1年まで保有します。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。

取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給します。

子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する執行役に対しては、執行役としての報酬は支給しません。

なお、取締役及び執行役の退職慰労金制度については2004年6月25日をもって廃止しております。

## （3）責任限定契約

社外取締役である大園恵美氏、有馬利男氏、佐貫葉子氏、浦野光人氏、松井忠三氏及び佐藤英彦氏のそれぞれと当社との間で、当該取締役の会社法第423条第1項に関する責任につき、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏 名     | 兼職その他の状況                                                                            |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 大 園 恵 美 | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授<br>株式会社ローソン 社外取締役                                               |
| 有 馬 利 男 | 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン 代表理事<br>麒麟ホールディングス株式会社 社外取締役<br>富士重工業株式会社 社外取締役       |
| 佐 貫 葉 子 | 弁護士（NS総合法律事務所 所長）<br>明治ホールディングス株式会社 社外取締役                                           |
| 浦 野 光 人 | 株式会社ニチレイ 相談役<br>横河電機株式会社 社外取締役<br>HOYA株式会社 社外取締役<br>株式会社日立物流 社外取締役                  |
| 松 井 忠 三 | 株式会社松井オフィス 代表取締役社長<br>株式会社アダストリア 社外取締役<br>株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役<br>株式会社ネクステージ 社外取締役 |
| 佐 藤 英 彦 | 弁護士（ひびき法律事務所）<br>株式会社LIXILグループ 社外取締役<br>大日本住友製薬株式会社 社外取締役                           |

- (注) 1. 上記兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。  
 2. 上記6氏は、当社または当社の特定関係事業者の役員または役員以外の業務執行者との親族関係にありません。  
 3. 上記6氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

社外役員は取締役会等において、当社の経営に対し、幅広い見地からの適時適切な発言があります。

| 氏 名     | 在任期間  | 取締役会等への出席状況<br>(2015年度) |                    |                 | 取締役会等における発言<br>その他の活動状況                                        |
|---------|-------|-------------------------|--------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------|
| 大 藺 恵 美 | 4年9ヵ月 | 取締役会<br>指名委員会           | 17回中<br>6回中        | 13回<br>6回       | 経営学の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。        |
| 有 馬 利 男 | 4年9ヵ月 | 取締役会<br>指名委員会<br>報酬委員会  | 17回中<br>6回中<br>7回中 | 17回<br>6回<br>7回 | 製造業及び販売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等があります。  |
| 佐 貫 葉 子 | 3年9ヵ月 | 取締役会<br>監査委員会           | 17回中<br>13回中       | 15回<br>13回      | 法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等があります。    |
| 浦 野 光 人 | 2年9ヵ月 | 取締役会<br>報酬委員会           | 17回中<br>7回中        | 16回<br>7回       | 製造業及び物流業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、経営改革や組織風土改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。 |
| 松 井 忠 三 | 1年9ヵ月 | 取締役会<br>指名委員会<br>報酬委員会  | 17回中<br>4回中<br>7回中 | 17回<br>4回<br>7回 | 小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、経営改革推進やサービス改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。    |
| 佐 藤 英 彦 | 9ヵ月   | 取締役会<br>監査委員会           | 12回中<br>10回中       | 9回<br>10回       | 法務の専門的な知識や行政での経験に基づき、特に、コンプライアンスや組織運営の観点からの積極的な意見・提言等があります。    |

(注) 1. 在任期間は、社外役員への就任後から当該事業年度末までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

2. 会社法第370条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はございません。

### (3) 社外役員に対する報酬等

| 支給人数 | 報酬等の総額 |      |        |
|------|--------|------|--------|
|      |        | 基本報酬 | 業績連動報酬 |
| (人)  |        |      | (百万円)  |
| 7    | 68     | 62   | 5      |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 上記には、2015年6月19日に就任した役員1名及び同日をもって退任した役員1名を含んでおります。  
 3. 基本報酬には、役職位別報酬及び職責加算報酬を含みます。  
 4. 社外役員に対する子会社からの報酬等は、下記のとおりであります。  
     支給人数： 1名  
     報酬等の額： 1百万円

## 4 当社の株式に関する事項

### (1) 株式数

#### 発行可能株式総数

|              |             |
|--------------|-------------|
| 普通株式         | 6,000,000千株 |
| 優先株式         | 49,520千株    |
| うち丙種優先株式     | 12,000千株    |
| うち己種優先株式     | 8,000千株     |
| うち第4種優先株式    | 2,520千株     |
| うち第5種優先株式    | 4,000千株     |
| うち第6種優先株式    | 3,000千株     |
| うち第一回第7種優先株式 | 10,000千株    |
| うち第二回第7種優先株式 | 10,000千株    |
| うち第三回第7種優先株式 | 10,000千株    |
| うち第四回第7種優先株式 | 10,000千株    |
| うち第一回第8種優先株式 | 10,000千株    |
| うち第二回第8種優先株式 | 10,000千株    |
| うち第三回第8種優先株式 | 10,000千株    |
| うち第四回第8種優先株式 | 10,000千株    |

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 第一回ないし第四回第7種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000千株、第一回ないし第四回第8種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて10,000千株を、それぞれ超えないものとします。

#### 発行済株式の総数

|           |             |
|-----------|-------------|
| 普通株式      | 2,324,118千株 |
| 優先株式      | 7,000千株     |
| うち第5種優先株式 | 4,000千株     |
| うち第6種優先株式 | 3,000千株     |

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、2015年6月25日付で、丙種第一回優先株式12,000千株及び己種第一回優先株式8,000千株を取得し、同日そのすべてを消却いたしました。  
 3. 当社は、2015年7月31日付で、第4種優先株式2,520千株を取得し、同日そのすべてを消却いたしました。

### (2) 当年度末株主数

|         |          |
|---------|----------|
| 普通株式    | 274,031名 |
| 第5種優先株式 | 1名       |
| 第6種優先株式 | 3名       |

(注) 上記の普通株式の株主数には、単元未満株式のみを有する株主17,357名を含んでおります。

### (3) 大株主

#### イ 普通株式（上位10名）

| 株主の氏名又は名称                                  | 当社への出資状況 |      |
|--------------------------------------------|----------|------|
|                                            | 持株数等     | 持株比率 |
|                                            | (千株)     | (%)  |
| 第一生命保険株式会社                                 | 125,241  | 5.39 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                  | 81,281   | 3.49 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                    | 72,726   | 3.13 |
| 日本生命保険相互会社                                 | 65,488   | 2.81 |
| JP MORGAN CHASE BANK 380055                | 57,313   | 2.46 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）                 | 55,404   | 2.38 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 | 39,949   | 1.71 |
| AMUNDI GROUP                               | 39,883   | 1.71 |
| CGMI PB CUSTOMER ACCOUNT                   | 36,550   | 1.57 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）                 | 36,483   | 1.57 |

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、自己株式（952千株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 なお、当該自己株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式3,427千株が含まれておりません。  
 3. 上記株主のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましては、同社株式を株式会社りそな銀行が340千株（33.33%）所有しております。

#### ロ 第5種優先株式

| 株主の氏名又は名称  | 当社への出資状況 |        |
|------------|----------|--------|
|            | 持株数等     | 持株比率   |
|            | (千株)     | (%)    |
| 第一生命保険株式会社 | 4,000    | 100.00 |

#### ハ 第6種優先株式

| 株主の氏名又は名称    | 当社への出資状況 |       |
|--------------|----------|-------|
|              | 持株数等     | 持株比率  |
|              | (千株)     | (%)   |
| 日本生命保険相互会社   | 2,000    | 66.66 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 800      | 26.66 |
| 大同生命保険株式会社   | 200      | 6.66  |

- (注) 以上の優先株式につきましては、持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## (4) その他株式に関する重要な事項

## 1 自己株式の取得、処分等及び保有

## ① 取得株式

| 株式の種類     | 株式の総数  | 取得価額の総額 |
|-----------|--------|---------|
|           | (千株)   | (百万円)   |
| 普通株式      | 10     | 6       |
| 丙種第一回優先株式 | 12,000 | 36,000  |
| 己種第一回優先株式 | 8,000  | 60,000  |
| 第4種優先株式   | 2,520  | 63,835  |

## ② 処分株式

| 株式の種類 | 株式の総数 | 処分価額の総額 |
|-------|-------|---------|
|       | (千株)  | (百万円)   |
| 普通株式  | 0     | 0       |

## ③ 消却した株式

| 株式の種類     | 株式の総数  | 消却した価額の総額 |
|-----------|--------|-----------|
|           | (千株)   | (百万円)     |
| 丙種第一回優先株式 | 12,000 | 36,000    |
| 己種第一回優先株式 | 8,000  | 60,000    |
| 第4種優先株式   | 2,520  | 63,835    |

## ④ 決算期における保有株式

| 株式の種類 | 株式の総数 |
|-------|-------|
|       | (千株)  |
| 普通株式  | 952   |

- (注) 1. 株式数は千株未満を、金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記自己株式には、従業員持株会支援信託ESOPが取得、処分等した当社株式は含まれておりません。
3. 株式の処分価額は、処分時の当該種類の自己株式の平均取得単価にて算出しております。
4. 当社は、会社法第459条第1項の規定による当社定款第53条の定めに基づく自己株式（丙種第一回優先株式及び己種第一回優先株式）の取得を下記のとおり実施いたしました。なお、取得した自己株式（丙種第一回優先株式及び己種第一回優先株式）に関しては、取得日と同日にすべて消却を行っております。
- ① 自己株式の取得理由： 早期健全化法に基づく公的資金を一括して繰上返済し、公的資金を完済することを目的とする
  - ② 取得日： 2015年6月25日
5. 当社は、当社定款第19条第1項の定めに基づく自己株式（第4種優先株式）の取得を下記のとおり実施いたしました。なお、取得した自己株式（第4種優先株式）に関しては、取得日と同日にすべて消却を行っております。
- ① 自己株式の取得理由： 自己資本の質的向上の一環として、社債型優先株式の買入消却を行うことを目的とする
  - ② 取得日： 2015年7月31日



## □ 従業員株式所有制度の内容

当社は、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託ESOP」（以下「ESOP信託」といいます。）を導入しております。

ESOP信託制度の概要は以下のとおりであります。なお、当事業年度末にESOP信託が所有する当社株式数3,427千株は本項における自己株式に含まれておりません。

当社がりそなホールディングス従業員持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託（なお、当社の子会社である株式会社りそな銀行が、当該信託を受託しております。）を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。

その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。

信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合は、期間中に取得した株式数などに応じて受益者たる従業員等に金銭が分配されます。

株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が一括して弁済することとなります。

### 信託契約の概要

- ① 委 託 者：当社
- ② 受 託 者：株式会社りそな銀行
- ③ 受 益 者：当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
- ④ 信託契約日：2012年4月9日
- ⑤ 信託の期間：2012年4月9日～2017年3月31日（予定）
- ⑥ 議決権行使：受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指示に従い当社株式の議決権を行使します。

※当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了前に信託収益を受益者に分配し、信託期間が満了する前に信託が終了します。

### 従業員持株会に取得させる予定の株式の総額

3,444百万円

### 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

| 氏名又は名称                                                            | 当該事業年度に係る報酬等<br>(百万円) | その他                                                       |
|-------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------|
| 有限責任監査法人トーマツ<br>指定有限責任社員 大森 茂<br>指定有限責任社員 木村 充男<br>指定有限責任社員 太田 健司 | 180                   | ・ 会社法第399条第1項の同意の理由 (注) 3<br>・ 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (注) 4 |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額682百万円  
 3. 監査委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。  
 4. 金融規制対応に係るアドバイザリー業務等であります。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の資格要件、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備状況、並びに当グループの会計監査人としての適格性等を中心に、会計監査人及び当社執行役等からの報告、子会社の監査役を含む当グループの経営陣との意思疎通等に基づく検討を加え、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### ロ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査

りそなプルダニア銀行 (P.T. Bank Resona Perdania) の2015年12月事業年度の会計監査人はOsman Bing Satrio & Eny (Member of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee) となっております。

## 6 業務の適正を確保する体制

### (1)「グループ内部統制に係る基本方針」の内容の概要

当社は、グループ企業価値の向上に向け、業務の適正を確保するための体制を構築し、りそなグループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

なお、2016年3月29日開催の取締役会において、同方針を一部改定する決議をいたしました。改定後の当該基本方針の内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1 はじめに

当社及びグループ各社(※)は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。

本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

※ 会社法第2条3号及び会社法施行規則第3条に定める会社と定義する。以下、同様。

#### □ 内部統制の目的（基本原則）

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

#### ① 業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図る。

#### ② 財務報告の信頼性の確保

投資家からの信頼や情報開示の透明性及び公正性の促進を目的として、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保に努める。

#### ③ 法令等の遵守

銀行業務の公共性に鑑み、また、当社及びグループ各社の「社会的責任と公共的使命」を強く認識したうえ、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守する。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努める。

#### ④ 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう資産の保全に努めるとともに、銀行業務におけるリスク管理の重要性に鑑み、経営体力及び収益に見合うリスクテイク、並びに顕在化した、または予見される損失に対する早期処理を原則とする事業活動を徹底する。

## Ⅷ 内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定めたうえ、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

### ① 当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員、及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令等遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス体制の整備と実践に取り組むものとする。同方針等に基づき、コンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに、当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の確立を図る。

法令等遵守を統括するコンプライアンス統括部署を設置し、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部署において事前にその適法性等を検証すること等により、当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行の適切性を確保するものとする。

加えて、お客さまの保護や利便の向上に向け、「グループお客さま説明管理方針」「グループお客さまサポート等管理方針」「グループ情報取扱基本方針」「グループリスク管理方針」「グループ利益相反管理方針」を定め、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する適切かつ十分な体制整備と実践に取り組むものとする。

### ② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう「執行役規程」において、執行役は、情報の保存及び管理の方法などの規程等に従うこととし、その徹底を図るものとする。また、「グループ情報取扱基本方針」を定め、執行役及び使用人の職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底する。

### ③ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

当社及びグループ各社のリスク管理体制を確立するため、「グループリスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクの統合管理を行うリスク統括部署を設置する。リスク統括部署はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じ、統合的な管理を行うものとする。

また、十分な自己資本及び自己資本比率を確保するために、「グループ自己資本管理の基本方針」を定め、有効に機能する自己資本管理体制の確立を図るものとする。

さらに、「グループ危機管理基本方針」を定め、災害やシステム障害等によりリスクの顕在化がリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとする。

#### ④ 当社の執行役並びにグループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

当社の執行役並びにグループ各社の執行役員や当社及びグループ各社の組織体制に係る「事務分掌規程」「執行役規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備するものとする。

また、「取締役会規程」など重要会議の規程を定め、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制を整備するものとする。

#### ⑤ 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む。）に関する事項

当社及びグループ各社は、共通の経営理念である「りそなグループ経営理念」により、お客さまからの信頼、変革への挑戦、透明な経営、地域社会の発展に努めるとともに、企業集団の業務の適正確保等を目的として、以下の方針を定める。

- ア. 当社は別途定める「グループ経営管理規程」に従い、グループ企業価値の最大化を目的として、グループ各社への経営管理を行う。実務上は、経営管理に関する基準を設け、当社とグループ各社で事前に十分に協議すべき事項や、グループ各社から当社へ報告すべき事項などを定めるものとする。
- イ. 「情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、当社及びグループ各社における公平かつ適時適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに財務報告に係る内部統制を含む情報開示統制の有効性確保を図るものとする。
- ウ. 当社及びグループ各社の企業価値向上を支える競争力の源泉であるITについて、「IT基本方針」を定め、内部統制の有効性確保を含むITの機能が継続的かつ適切に発揮され、IT戦略の実効性が確保されるよう努めるものとする。
- エ. 当社及びグループ各社の内部監査体制を整備するため、「グループ内部監査基本方針」を定めるとともに、業務執行部署から独立した内部監査部署を設置する。内部監査部署は当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等について検証・評価し、改善を促進するものとする。

#### ⑥ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査委員会の職務を補助する使用人は同事務局へ所属するものとする。なお、同事務局には、各業務を十分に検証できるだけの専門性を有する者を置くものとする。

また、同事務局の業務に関する規程は、別途監査委員会が定めるものとする。



## ⑦ 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の執行役からの独立性を確保するため及び前号の使用人に対する指示の実効性を確保するために、前号「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程」により、当該使用人の異動や人事評価等に関する事項について、監査委員会または同事務局と事前に協議することを定めるものとする。

また、執行役は、当該使用人が業務遂行するうえで、不当な制約を受けることがないよう配慮すべきものとする。

## ⑧ 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査委員会への報告体制に関する事項

ア. 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人は、当社またはグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査委員会に報告を行うものとする。

イ. グループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社またはグループ各社に著しい損害をおよぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて当社監査委員会に報告を行うものとする。

ウ. 上記ア. 及びイ. にかかわらず、当社監査委員会は必要に応じ、いつでも業務執行について報告を求めることができ、当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人は、説明を求められた場合、正当な理由がない限り、当該事項について速やかに報告するものとする。

## ⑨ 報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を周知徹底する。

## ⑩ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の処理等に関する事項

監査委員の職務の執行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。ただし、監査委員は、緊急または臨時に支出を要する費用についても、当社に請求することができ、当社は、当該請求が監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これを負担する。

## ⑪ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査委員会の監査が実効的に行われるため、内部監査部署は、別途定める「グループ内部監査基本方針」に従い、内部監査基本計画の策定及び内部監査の結果、改善勧告に基づく改善状況の結果を含め、監査委員会に対する職務上の報告等を行う体制を整備するとともに、監査委員会との定例的な意見交換を行う等日常の緊密な連携を行う。また、内部監査以外の財務、リスク管理、法令等遵守など内部統制に係わる部署についても、監査委員会との円滑な意思疎通等その連携に努めるものとする。

## (2)「グループ内部統制に係る基本方針」に基づく運用状況の概要

当社は、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

### イ グループ運営に係る体制整備の状況

当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めております。

当社の取締役会においては、2003年6月に邦銀グループ初の指名委員会等設置会社に移行したのち、社外取締役が過半数を占める構成のもと、活発な議論を行ってまいりました。経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担の明確化がなされ、取締役会の監督機能と意思決定機能の強化が図られております。

また、グループ銀行等を監査役設置会社に統一し、グループの基本的なガバナンス形態の整合性を確保するとともに、各グループ銀行社長が当社執行役を兼務する体制とするなど、当社を中心とするグループガバナンスの強化を図っております。

こうした体制のもと、グループ企業価値の向上に向け、グループ各社に対する経営管理を実施しております。

### ロ 内部監査に係る体制整備の状況

当グループでは、内部監査体制の整備と内部監査の実効性を確保する目的で、「グループ内部監査基本方針」を定めております。これに基づき、内部監査を専ら担当する執行役のもと、業務担当部署から独立した内部監査部署を設置し、監査委員会とも緊密に連携し、当社及びグループ各社の経営諸活動の遂行状況等を客観的かつ公正に検証・評価し、課題・問題点の改善に向けた提言等を行う態勢を整備しております。

当社内部監査部は、グループの内部監査の活動方針、対象、重点項目等を盛り込んだ「内部監査基本計画」を年度毎に策定し取締役会の承認を得ております。グループ各社の内部監査部署は当社内部監査部の指導・協議を踏まえ、各社の「内部監査基本計画」を策定し、それぞれの取締役会の承認を得ております。このように策定された「内部監査基本計画」に基づき、当社及びグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施しております。内部監査の結果等については、内部監査協議会で協議・報告するとともに、重要な事項については直接、取締役会に付議・報告する経路を確保しています。

なお、グループ各社においてグループ運営上の重大な事象が生じた場合、当社内部監査部は、当該グループ各社の内部監査部署と連携して監査にあたる態勢を構築しております。

### ハ 法令等遵守に係る体制整備の状況

当グループは、過去に公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に反省し、グループの再生には判断や行動基準の見直しとその浸透が必要不可欠との認識のもと、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を各ステークホルダーに対する基本姿勢の形で具体化した「りそなW A Y（りそなグループ行動宣言）」を定め、これを公表しております。また、経営理念、りそなW A Yを役員・従業員の具体的行動レベルで明文化したものとして、「りそなS T A N D A R D（りそな



グループ行動指針)」を定めております。

この基本理念のもと、当社及びグループ各社において「コンプライアンス基本方針」を定め、役員・従業員の役割や組織体制、規範体系、研修・啓発体制など基本的な枠組みを明確化しております。グループ各社は、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定・実践することにより、主体的なコンプライアンス態勢の強化に努めております。

従業員等からのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「りそな弁護士ホットライン」及び「りそなコンプライアンス・ホットライン」を設置し、内部通報規程を定めてホットライン利用者の保護を明確化するなど、社内通報体制の充実を図っております。

また、会計、会計に係る内部統制、会計監査に関する不正処理や不適切な処理についての外部からの通報窓口として、「りそな会計監査ホットライン」を設置しています。

「りそな弁護士ホットライン」及び「りそな会計監査ホットライン」については、経営陣から独立した窓口として、社外の法律事務所が通報等を受付していますが、受付した全ての事案について、社外取締役である監査委員長に直接報告することにしており、制度の信頼性や透明性の向上を図っています。

体制面においては、当社及びグループ各社にコンプライアンス統括部署を設置するとともに、各グループ銀行の営業店・本部各部にコンプライアンス責任者を設置しております。グループのコンプライアンスに関する諸問題について検討するため、当社及びグループ各社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置しております。

また、グループ各社のお客さまの保護や利便性の向上に向け、お客さまへの説明の管理、お客さまからの相談や苦情等への対応の管理、お客さまの情報の取扱いの管理、業務を外部委託する場合のお客さまの情報やお客さまへの対応の管理、利益相反の管理に関する部署をグループ各社において明確化し、当社においては、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応策について、上記「グループ・コンプライアンス委員会」において検討を行っております。

## 二 リスク管理に係る体制整備の状況

当社では、グループにおけるリスク管理を行うにあたっての基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定し、管理すべきリスクの種類・定義、リスク管理を行うための組織・体制、及びリスク管理の基本的な枠組みを明確化することで、強固なリスク管理体制の構築に取り組んでおります。具体的には、この方針に従い、当社は、統合的リスク管理部署及びリスクカテゴリー毎のリスク管理部署を設置し体制を整備するとともに、グループ各社に対するリスク管理上の方針・基準の提示、グループ各社のリスク管理上の重要事項にかかる事前協議、グループ各社からのリスク状況の定期的な報告等を通じて、グループのリスク管理体制の強化を図っております。

グループ各社は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の規模・業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理方針を制定し、各社にとって適切なリスク管理体制を整備しております。

当グループにおける主要リスクである信用リスクについては、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」と定義し、グループ統一の信用リスク管理の基本原則として「グループ・ク

レジット・ポリシー」を定め、信用リスク管理の徹底を図っております。「グループ・クレジット・ポリシー」では、過去における個別と信に対する不十分な取組みと特定先・特定業種への与信集中が、公的資金による多額の資本増強の主因となった反省を踏まえ、厳格な「与信審査管理」とリスク分散に重点を置いた「ポートフォリオ管理」を信用リスク管理における2つの柱と位置づけております。

市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、レピュテーションリスク等の管理については、各種限度・ガイドラインの設定、リスク評価、コンティンジェンシープランの整備等、各種リスクの特性に応じた適切な方法により管理を行っております。

このほか、当社及びグループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しております。

## 7 特定完全子会社に関する事項

| 名称        | 住所                   | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額   |
|-----------|----------------------|----------|-----------|
| (百万円)     |                      |          |           |
| 株式会社りそな銀行 | 大阪市中央区備後町<br>二丁目2番1号 | 798,614  | 1,379,348 |

## 8 その他

### 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社の普通株式に対する配当につきましては、前記1(1)二「当グループの資本政策について」に記載の通り、自己資本比率目標を安定的に上回ることを目指した内部留保の蓄積を通じた自己資本の充実にも努めていく考えであり、当面は安定配当を継続する方針です。

また、残存する社債型優先株式1,750億円の取得を実施した際には優先配当負担の減少が見込まれることから、事業環境や財務状況等も勘案しつつ普通配当の増額について検討する旨公表しておりましたが、2016年度に係る年間配当は、前記1(1)二②「自己資本の質的・量的強化に向けた取組み」に記載の通り、第6種優先株式の取得により減少が見込まれる優先配当を見合いに前年度から2円増配し、普通株式1株当たり19円（中間配当9.5円及び期末配当9.5円）とさせていただく方針です。

（該当がないため記載を省略した項目）

「事業譲渡等の状況(当社の現況に関する事項)」「その他企業集団の現況に関する重要な事項(当社の現況に関する事項)」「社外役員の意見(社外役員に関する事項)」「当社の新株予約権等に関する事項」「責任限定契約（会計監査人に関する事項)」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」

# 連結計算書類

## 第15期末 連結貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|---------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>資産の部</b>   |                   | <b>負債の部</b>          |                   |
| 現金預け金         | 13,514,516        | 預金                   | 38,228,820        |
| コールローン及び買入手形  | 191,938           | 譲渡性預金                | 1,344,500         |
| 買入金銭債権        | 391,804           | コールマネー及び売渡手形         | 606,916           |
| 特定取引資産        | 475,382           | 売現先勘定                | 5,999             |
| 金銭の信託         | 178               | 債券貸借取引受入担保金          | 145,107           |
| 有価証券          | 5,346,725         | 特定取引負債               | 291,639           |
| 貸出金           | 27,664,964        | 借入金                  | 809,049           |
| 外国為替          | 68,866            | 外国為替                 | 1,991             |
| その他資産         | 872,845           | 社債                   | 624,812           |
| 有形固定資産        | 307,610           | 信託勘定借                | 3,707,658         |
| 建物            | 97,367            | その他負債                | 985,007           |
| 土地            | 185,138           | 賞与引当金                | 16,908            |
| リース資産         | 9,606             | 退職給付に係る負債            | 32,534            |
| 建設仮勘定         | 4,370             | その他の引当金              | 40,276            |
| その他の有形固定資産    | 11,128            | 繰延税金負債               | 181               |
| 無形固定資産        | 32,389            | 再評価に係る繰延税金負債         | 20,120            |
| ソフトウェア        | 7,184             | 支払承諾                 | 431,439           |
| リース資産         | 20,086            | <b>負債の部合計</b>        | <b>47,292,964</b> |
| その他の無形固定資産    | 5,118             | <b>純資産の部</b>         |                   |
| 退職給付に係る資産     | 4,248             | 資本金                  | 50,472            |
| 繰延税金資産        | 25,664            | 利益剰余金                | 1,399,576         |
| 支払承諾見返        | 431,439           | 自己株式                 | △1,902            |
| 貸倒引当金         | △202,081          | <b>株主資本合計</b>        | <b>1,448,147</b>  |
| 投資損失引当金       | △57               | その他有価証券評価差額金         | 347,491           |
| <b>資産の部合計</b> | <b>49,126,435</b> | 繰延ヘッジ損益              | 49,540            |
|               |                   | 土地再評価差額金             | 44,025            |
|               |                   | 為替換算調整勘定             | △3,012            |
|               |                   | 退職給付に係る調整累計額         | △70,190           |
|               |                   | <b>その他の包括利益累計額合計</b> | <b>367,855</b>    |
|               |                   | 非支配株主持分              | 17,468            |
|               |                   | <b>純資産の部合計</b>       | <b>1,833,470</b>  |
|               |                   | <b>負債及び純資産の部合計</b>   | <b>49,126,435</b> |

# 第15期 連結損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額            |
|------------------------|----------------|
| <b>経常収益</b>            | <b>817,408</b> |
| <b>資金運用収益</b>          | <b>443,549</b> |
| 貸出金利息                  | 353,242        |
| 有価証券利息配当金              | 55,102         |
| コールローン利息及び買入手形利息       | 776            |
| 債券貸借取引受入利息             | 5              |
| 預け金利息                  | 9,956          |
| その他の受入利息               | 24,465         |
| <b>信託報酬</b>            | <b>21,295</b>  |
| <b>役務取引等収益</b>         | <b>203,144</b> |
| <b>特定取引収益</b>          | <b>10,448</b>  |
| <b>その他業務収益</b>         | <b>61,458</b>  |
| <b>その他経常収益</b>         | <b>77,512</b>  |
| 償却債権取立益                | 15,317         |
| その他の経常収益               | 62,194         |
| <b>経常費用</b>            | <b>565,703</b> |
| <b>資金調達費用</b>          | <b>42,200</b>  |
| 預金利息                   | 14,185         |
| 譲渡性預金利息                | 1,541          |
| コールマネー利息及び売渡手形利息       | 2,789          |
| 売現先利息                  | 55             |
| 債券貸借取引支払利息             | 893            |
| 借入金利息                  | 3,022          |
| 社債利息                   | 17,495         |
| その他の支払利息               | 2,217          |
| <b>役務取引等費用</b>         | <b>55,727</b>  |
| <b>特定取引費用</b>          | <b>346</b>     |
| <b>その他業務費用</b>         | <b>22,053</b>  |
| <b>営業経費</b>            | <b>347,513</b> |
| <b>その他経常費用</b>         | <b>97,861</b>  |
| 貸倒引当金繰入額               | 8,624          |
| その他の経常費用               | 89,236         |
| <b>経常利益</b>            | <b>251,705</b> |
| <b>特別利益</b>            | <b>1,353</b>   |
| 固定資産処分益                | 1,353          |
| <b>特別損失</b>            | <b>2,528</b>   |
| 固定資産処分損                | 1,074          |
| 減損損失                   | 1,454          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     | <b>250,530</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 43,929         |
| 法人税等調整額                | 21,800         |
| <b>法人税等合計</b>          | <b>65,730</b>  |
| <b>当期純利益</b>           | <b>184,800</b> |
| <b>非支配株主に帰属する当期純利益</b> | <b>959</b>     |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> | <b>183,840</b> |

■ 招集のご通知

P 1

■ 議決権行使方法のご案内

P 2

■ 株主総会参考書類

P 5

■ 事業報告

P 41

■ 連結計算書類

■ 計算書類

P 74

■ 監査報告書

P 77

## 第15期 連結株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位: 百万円)

|                     | 株主資本   |          |           |          |           |
|---------------------|--------|----------|-----------|----------|-----------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金    | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本合計    |
| 当期首残高               | 50,472 | 145,916  | 1,335,800 | △2,483   | 1,529,706 |
| 当期変動額               |        |          |           |          |           |
| 剰余金(その他資本剰余金)の配当    |        | △32,000  |           |          | △32,000   |
| 剰余金の配当              |        |          | △74,660   |          | △74,660   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |        |          | 183,840   |          | 183,840   |
| 自己株式の取得             |        |          |           | △159,842 | △159,842  |
| 自己株式の処分             |        | △0       |           | 587      | 587       |
| 自己株式の消却             |        | △159,835 |           | 159,835  | —         |
| 連結範囲の変動             |        |          | △29       |          | △29       |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替    |        | 45,919   | △45,919   |          | —         |
| 土地再評価差額金の取崩         |        |          | 545       |          | 545       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |        |          |           |          |           |
| 当期変動額合計             | —      | △145,916 | 63,776    | 581      | △81,558   |
| 当期末残高               | 50,472 | —        | 1,399,576 | △1,902   | 1,448,147 |

|                     | その他の包括利益累計額          |                 |                  |              |                  |                       | 非支配株主持分  | 純資産合計     |
|---------------------|----------------------|-----------------|------------------|--------------|------------------|-----------------------|----------|-----------|
|                     | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延<br>ヘッジ<br>損益 | 土地<br>再評価<br>差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |          |           |
| 当期首残高               | 423,076              | 33,158          | 43,485           | △1,542       | △49,105          | 449,072               | 164,600  | 2,143,379 |
| 当期変動額               |                      |                 |                  |              |                  |                       |          |           |
| 剰余金(その他資本剰余金)の配当    |                      |                 |                  |              |                  |                       |          | △32,000   |
| 剰余金の配当              |                      |                 |                  |              |                  |                       |          | △74,660   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                      |                 |                  |              |                  |                       |          | 183,840   |
| 自己株式の取得             |                      |                 |                  |              |                  |                       |          | △159,842  |
| 自己株式の処分             |                      |                 |                  |              |                  |                       |          | 587       |
| 自己株式の消却             |                      |                 |                  |              |                  |                       |          | —         |
| 連結範囲の変動             |                      |                 |                  |              |                  |                       |          | △29       |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替    |                      |                 |                  |              |                  |                       |          | —         |
| 土地再評価差額金の取崩         |                      |                 |                  |              |                  |                       |          | 545       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △75,584              | 16,382          | 540              | △1,470       | △21,085          | △81,216               | △147,132 | △228,349  |
| 当期変動額合計             | △75,584              | 16,382          | 540              | △1,470       | △21,085          | △81,216               | △147,132 | △309,908  |
| 当期末残高               | 347,491              | 49,540          | 44,025           | △3,012       | △70,190          | 367,855               | 17,468   | 1,833,470 |

# 計算書類

## 第15期末 貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額              |
|-------------|------------------|
| <b>資産の部</b> |                  |
| 流動資産        | 224,801          |
| 現金及び預金      | 979              |
| 金銭の信託       | 178              |
| 有価証券        | 184,100          |
| 前払費用        | 4                |
| 繰延税金資産      | 142              |
| 未収収益        | 2                |
| 未収入金        | 28,661           |
| 未収還付法人税等    | 10,731           |
| 固定資産        | 1,154,547        |
| 有形固定資産      | 5                |
| 工具、器具及び備品   | 4                |
| リース資産       | 1                |
| 無形固定資産      | 0                |
| ソフトウェア      | 0                |
| 投資その他の資産    | 1,154,540        |
| 関係会社株式      | 1,117,154        |
| 関係会社長期貸付金   | 39,500           |
| その他         | 16               |
| 投資損失引当金     | △2,131           |
| <b>資産合計</b> | <b>1,379,348</b> |

| 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|
| <b>負債の部</b>     |                  |
| 流動負債            | 33,062           |
| 1年内償還予定の社債      | 30,000           |
| リース債務           | 1                |
| 未払金             | 1,281            |
| 未払費用            | 638              |
| 未払法人税等          | 32               |
| 未払消費税等          | 91               |
| 賞与引当金           | 531              |
| その他             | 487              |
| 固定負債            | 350,208          |
| 社債              | 50,000           |
| 関係会社長期借入金       | 300,208          |
| <b>負債合計</b>     | <b>383,271</b>   |
| <b>純資産の部</b>    |                  |
| 株主資本            | 996,077          |
| 資本金             | 50,472           |
| 資本剰余金           | 57,470           |
| 資本準備金           | 50,472           |
| その他資本剰余金        | 6,998            |
| 利益剰余金           | 890,036          |
| その他利益剰余金        | 890,036          |
| 繰越利益剰余金         | 890,036          |
| 自己株式            | △1,902           |
| <b>純資産合計</b>    | <b>996,077</b>   |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>1,379,348</b> |

■ 招集のご通知

P 1

■ 議決権行使方法のご案内

P 2

■ 株主総会参考書類

P 5

■ 事業報告

P 41

■ 連結計算書類

P 71

■ 計算書類

■ 監査報告書

P 77

第15期 損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| <b>営業収益</b>     | <b>196,739</b> |
| 関係会社受取配当金       | 190,563        |
| 関係会社受入手数料       | 5,263          |
| 関係会社貸付金利息       | 913            |
| <b>営業費用</b>     | <b>7,498</b>   |
| 借入金利息           | 2,295          |
| 社債利息            | 392            |
| 販売費及び一般管理費      | 4,810          |
| <b>営業利益</b>     | <b>189,241</b> |
| <b>営業外収益</b>    | <b>541</b>     |
| 有価証券利息          | 38             |
| 受取手数料           | 96             |
| 投資損失引当金戻入額      | 363            |
| 未払配当金除斥益        | 28             |
| その他             | 14             |
| <b>営業外費用</b>    | <b>14</b>      |
| <b>経常利益</b>     | <b>189,768</b> |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>189,768</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | △275           |
| 法人税等調整額         | 6              |
| <b>当期純利益</b>    | <b>190,036</b> |



# 第15期 株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                  | 株主資本   |        |          |          |
|------------------|--------|--------|----------|----------|
|                  | 資本金    | 資本剰余金  |          |          |
|                  |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計  |
| 当期首残高            | 50,472 | 50,472 | 198,834  | 249,306  |
| 当期変動額            |        |        |          |          |
| 剰余金(その他資本剰余金)の配当 |        |        | △32,000  | △32,000  |
| 剰余金の配当           |        |        |          |          |
| 当期純利益            |        |        |          |          |
| 自己株式の取得          |        |        |          |          |
| 自己株式の処分          |        |        | △0       | △0       |
| 自己株式の消却          |        |        | △159,835 | △159,835 |
| 当期変動額合計          | —      | —      | △191,836 | △191,836 |
| 当期末残高            | 50,472 | 50,472 | 6,998    | 57,470   |

|                  | 株主資本     |          |           | 純資産合計     |
|------------------|----------|----------|-----------|-----------|
|                  | 利益剰余金    | 自己株式     | 株主資本合計    |           |
|                  | その他利益剰余金 |          |           |           |
|                  | 繰越利益剰余金  |          |           |           |
| 当期首残高            | 774,659  | △2,483   | 1,071,955 | 1,071,955 |
| 当期変動額            |          |          |           |           |
| 剰余金(その他資本剰余金)の配当 |          |          | △32,000   | △32,000   |
| 剰余金の配当           | △74,660  |          | △74,660   | △74,660   |
| 当期純利益            | 190,036  |          | 190,036   | 190,036   |
| 自己株式の取得          |          | △159,842 | △159,842  | △159,842  |
| 自己株式の処分          |          | 587      | 587       | 587       |
| 自己株式の消却          |          | 159,835  | —         | —         |
| 当期変動額合計          | 115,376  | 581      | △75,878   | △75,878   |
| 当期末残高            | 890,036  | △1,902   | 996,077   | 996,077   |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2016年5月6日

株式会社 リそなホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大 森 茂 ㊞   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 木 村 充 男 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 太 田 健 司 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リそなホールディングスの2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リそなホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2016年5月6日

株式会社 リそなホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 大 森 茂 ㊞   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 木 村 充 男 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 太 田 健 司 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リそなホールディングスの2015年4月1日から2016年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査委員会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査委員会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第15期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月12日

株式会社りそなホールディングス 監査委員会

監査委員 佐貫 葉子 ㊞

監査委員 佐藤 英彦 ㊞

監査委員 磯野 薫 ㊞

(注) 監査委員佐貫葉子及び佐藤英彦は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

# 1 株式会社りそな銀行の決算概要

## 第14期末 貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額               |
|---------------|-------------------|
| <b>資産の部</b>   |                   |
| 現金預け金         | 8,831,645         |
| コールローン        | 121,066           |
| 買入金銭債権        | 132,753           |
| 特定取引資産        | 468,566           |
| 有価証券          | 3,104,791         |
| 貸出金           | 18,481,957        |
| 外国為替          | 54,778            |
| その他資産         | 827,254           |
| 有形固定資産        | 217,788           |
| 無形固定資産        | 28,570            |
| 前払年金費用        | 59,106            |
| 支払承諾見返        | 272,473           |
| 貸倒引当金         | △102,257          |
| <b>資産の部合計</b> | <b>32,498,496</b> |

| 科 目                | 金 額               |
|--------------------|-------------------|
| <b>負債の部</b>        |                   |
| 預金                 | 23,002,808        |
| 譲渡性預金              | 1,475,230         |
| コールマネー             | 615,075           |
| 売現先勘定              | 5,999             |
| 債券貸借取引受入担保金        | 128,581           |
| 特定取引負債             | 294,344           |
| 借入金                | 551,040           |
| 外国為替               | 9,357             |
| 社債                 | 468,496           |
| 信託勘定借              | 3,707,658         |
| その他負債              | 615,902           |
| 賞与引当金              | 9,812             |
| その他の引当金            | 21,561            |
| 繰延税金負債             | 29,683            |
| 再評価に係る繰延税金負債       | 20,120            |
| 支払承諾               | 272,473           |
| <b>負債の部合計</b>      | <b>31,228,147</b> |
| <b>純資産の部</b>       |                   |
| 資本金                | 279,928           |
| 資本剰余金              | 377,178           |
| 資本準備金              | 279,928           |
| その他資本剰余金           | 97,250            |
| 利益剰余金              | 249,393           |
| その他利益剰余金           | 249,393           |
| 繰越利益剰余金            | 249,393           |
| <b>株主資本合計</b>      | <b>906,501</b>    |
| その他有価証券評価差額金       | 272,782           |
| 繰延ヘッジ損益            | 47,079            |
| 土地再評価差額金           | 43,984            |
| <b>評価・換算差額等合計</b>  | <b>363,847</b>    |
| <b>純資産の部合計</b>     | <b>1,270,348</b>  |
| <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>32,498,496</b> |

# 第14期 損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| <b>経常収益</b>     | <b>544,503</b> |
| 資金運用収益          | 285,891        |
| (うち貸出金利息)       | (220,906)      |
| (うち有価証券利息配当金)   | (38,268)       |
| 信託報酬            | 21,299         |
| 役務取引等収益         | 129,060        |
| 特定取引収益          | 10,244         |
| その他業務収益         | 38,065         |
| その他経常収益         | 59,941         |
| <b>経常費用</b>     | <b>400,220</b> |
| 資金調達費用          | 32,110         |
| (うち預金利息)        | (7,816)        |
| 役務取引等費用         | 51,154         |
| 特定取引費用          | 346            |
| その他業務費用         | 17,414         |
| 営業経費            | 213,189        |
| その他経常費用         | 86,004         |
| <b>経常利益</b>     | <b>144,282</b> |
| <b>特別利益</b>     | <b>1,350</b>   |
| <b>特別損失</b>     | <b>1,630</b>   |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>144,002</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 15,669         |
| 法人税等調整額         | 27,488         |
| <b>法人税等合計</b>   | <b>43,157</b>  |
| <b>当期純利益</b>    | <b>100,845</b> |

## 2 株式会社埼玉りそな銀行の決算概要

### 第14期末 貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|---------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| <b>資産の部</b>   |                   | <b>負債の部</b>        |                   |
| 現金預け金         | 4,275,221         | 預金                 | 12,055,533        |
| コールローン        | 19,761            | 譲渡性預金              | 264,070           |
| 買入金銭債権        | 2,664             | 債券貸借取引受入担保金        | 16,525            |
| 商品有価証券        | 9,903             | 借入金                | 184,940           |
| 有価証券          | 1,664,752         | 外国為替               | 172               |
| 貸出金           | 6,976,960         | 社債                 | 75,000            |
| 外国為替          | 11,627            | その他負債              | 66,191            |
| その他資産         | 62,874            | 賞与引当金              | 3,203             |
| 有形固定資産        | 55,992            | その他の引当金            | 12,038            |
| 無形固定資産        | 2,694             | 繰延税金負債             | 2,603             |
| 前払年金費用        | 10,208            | 支払承諾               | 14,391            |
| 支払承諾見返        | 14,391            | <b>負債の部合計</b>      | <b>12,694,669</b> |
| 貸倒引当金         | △30,136           | <b>純資産の部</b>       |                   |
|               |                   | 資本金                | 70,000            |
|               |                   | 資本剰余金              | 100,000           |
|               |                   | 資本準備金              | 100,000           |
|               |                   | 利益剰余金              | 144,777           |
|               |                   | 利益準備金              | 20,012            |
|               |                   | その他利益剰余金           | 124,764           |
|               |                   | 繰越利益剰余金            | 124,764           |
|               |                   | <b>株主資本合計</b>      | <b>314,777</b>    |
|               |                   | その他有価証券評価差額金       | 65,009            |
|               |                   | 繰延ヘッジ損益            | 2,460             |
|               |                   | <b>評価・換算差額等合計</b>  | <b>67,470</b>     |
|               |                   | <b>純資産の部合計</b>     | <b>382,247</b>    |
| <b>資産の部合計</b> | <b>13,076,916</b> | <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>13,076,916</b> |



# 第14期 損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| <b>経常収益</b>     | <b>175,846</b> |
| 資金運用収益          | 111,145        |
| (うち貸出金利息)       | (92,962)       |
| (うち有価証券利息配当金)   | (12,895)       |
| 役務取引等収益         | 39,414         |
| その他業務収益         | 16,679         |
| その他経常収益         | 8,606          |
| <b>経常費用</b>     | <b>114,388</b> |
| 資金調達費用          | 6,011          |
| (うち預金利息)        | (2,878)        |
| 役務取引等費用         | 18,997         |
| その他業務費用         | 4,772          |
| 営業経費            | 76,818         |
| その他経常費用         | 7,788          |
| <b>経常利益</b>     | <b>61,458</b>  |
| <b>特別利益</b>     | <b>1</b>       |
| <b>特別損失</b>     | <b>680</b>     |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>60,779</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 18,618         |
| 法人税等調整額         | 1,960          |
| <b>法人税等合計</b>   | <b>20,578</b>  |
| <b>当期純利益</b>    | <b>40,201</b>  |

### 3 株式会社近畿大阪銀行の決算概要

#### 第16期末 貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額              |
|---------------|------------------|
| <b>資産の部</b>   |                  |
| 現金預け金         | 396,735          |
| コールローン        | 40,000           |
| 買入金銭債権        | 15,677           |
| 有価証券          | 581,202          |
| 貸出金           | 2,435,658        |
| 外国為替          | 5,245            |
| その他資産         | 10,866           |
| 有形固定資産        | 31,179           |
| 無形固定資産        | 322              |
| 前払年金費用        | 5,093            |
| 繰延税金資産        | 7,377            |
| 支払承諾見返        | 9,458            |
| 貸倒引当金         | △18,471          |
| <b>資産の部合計</b> | <b>3,520,344</b> |

| 科 目                | 金 額              |
|--------------------|------------------|
| <b>負債の部</b>        |                  |
| 預金                 | 3,213,127        |
| 譲渡性預金              | 53,700           |
| 借入金                | 78,400           |
| 外国為替               | 257              |
| その他負債              | 16,999           |
| 賞与引当金              | 2,182            |
| その他の引当金            | 4,832            |
| 支払承諾               | 9,458            |
| <b>負債の部合計</b>      | <b>3,378,957</b> |
| <b>純資産の部</b>       |                  |
| 資本金                | 38,971           |
| 資本剰余金              | 55,439           |
| 資本準備金              | 38,971           |
| その他資本剰余金           | 16,467           |
| 利益剰余金              | 37,560           |
| その他利益剰余金           | 37,560           |
| 繰越利益剰余金            | 37,560           |
| <b>株主資本合計</b>      | <b>131,970</b>   |
| その他有価証券評価差額金       | 9,415            |
| <b>評価・換算差額等合計</b>  | <b>9,415</b>     |
| <b>純資産の部合計</b>     | <b>141,386</b>   |
| <b>負債及び純資産の部合計</b> | <b>3,520,344</b> |

# 第16期 損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|
| <b>経常収益</b>     | <b>68,273</b> |
| 資金運用収益          | 38,836        |
| (うち貸出金利息)       | (34,099)      |
| (うち有価証券利息配当金)   | (4,227)       |
| 役務取引等収益         | 15,658        |
| その他業務収益         | 5,777         |
| その他経常収益         | 8,001         |
| <b>経常費用</b>     | <b>52,066</b> |
| 資金調達費用          | 2,234         |
| (うち預金利息)        | (1,842)       |
| 役務取引等費用         | 7,003         |
| その他業務費用         | 0             |
| 営業経費            | 39,310        |
| その他経常費用         | 3,517         |
| <b>経常利益</b>     | <b>16,207</b> |
| <b>特別利益</b>     | <b>0</b>      |
| <b>特別損失</b>     | <b>191</b>    |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>16,016</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,260         |
| 法人税等調整額         | △8,549        |
| <b>法人税等合計</b>   | <b>△6,288</b> |
| <b>当期純利益</b>    | <b>22,305</b> |

## 4 信託財産残高表

信託財産残高表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産    | 金 額        | 負 債          | 金 額        |
|--------|------------|--------------|------------|
| 貸出金    | 37,571     | 金銭信託         | 11,939,397 |
| 有価証券   | 177        | 年金信託         | 3,239,216  |
| 信託受益権  | 25,424,109 | 財産形成給付信託     | 972        |
| 受託有価証券 | 14,511     | 投資信託         | 13,402,975 |
| 金銭債権   | 207,320    | 金銭信託以外の金銭の信託 | 335,424    |
| 有形固定資産 | 354,768    | 有価証券の信託      | 14,552     |
| 無形固定資産 | 2,953      | 金銭債権の信託      | 226,106    |
| その他債権  | 7,578      | 土地及びその定着物の信託 | 33,623     |
| 銀行勘定貸  | 3,707,658  | 包括信託         | 576,610    |
| 現金預け金  | 12,232     |              |            |
| 合 計    | 29,768,881 | 合 計          | 29,768,881 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 金銭評価の困難な信託を除いております。  
3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額25,424,109百万円が含まれております。  
4. 共同信託他社管理財産210,902百万円  
5. 元本補填契約のある信託の貸出金37,571百万円のうち、延滞債権額は990百万円、貸出条件緩和債権額は4百万円であります。なお、破綻先債権額及び3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。  
また、これらの債権額の合計額は994百万円であります。  
6. 合算対象となる子会社は、株式会社りそな銀行1社であります。

(付) 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は、次のとおりであります。

### 金銭信託

(単位：百万円)

| 資 産 | 金 額       | 負 債     | 金 額       |
|-----|-----------|---------|-----------|
| 貸出金 | 37,571    | 元本      | 3,728,256 |
| その他 | 3,690,882 | 債権償却準備金 | 113       |
|     |           | その他     | 83        |
| 計   | 3,728,453 | 計       | 3,728,453 |

以 上









## 株主総会会場のご案内

会場

大阪市中心区備後町二丁目2番1号  
りそなグループ大阪本社ビル 地下2階講堂

電話

大阪 (06) 6268-7400



### 交通のご案内

地下鉄堺筋線・中央線

「堺筋本町駅」 **出口17** 徒歩約2分

地下鉄御堂筋線

「本町駅」 **出口1** 徒歩約6分

**出口3** 徒歩約6分

- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

### 主要路線図



本年より、株主総会にご出席の株主さまへのおみやげは用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

お願い：会場内（受付、ロビー等を含む）を全面禁煙とさせていただきますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

株式会社 **りそなホールディングス**

東京本社 〒135-8582 東京都江東区木場一丁目5番65号

大阪本社 〒540-8608 大阪市中心区備後町二丁目2番1号